

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

ページ

○行政活動の評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(震災復興政策課)	一
○国土調査の成果の写しの閲覧に関する規則の一部を改正する規則	(地域復興支援課)	一
○環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則	(環境対策課)	一
○クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則	(食と暮らしの安全推進課)	二
訓 令 甲		
○庁議の設置及び運営に関する規程の一部を改正する訓令	(震災復興・企画総務課)	三
○行政情報ネットワークの管理及び運営に関する規程の一部を改正する訓令	(情報政策課)	三
告 示		
○平成十八年宮城県告示第八百五十八号(宮城県グリーン製品認定基準)の一部改正	(環境政策課)	四
○環境影響評価技術指針の一部を改正する告示	(環境対策課)	四

規 則

行政活動の評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十四号

行政活動の評価に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政活動の評価に関する条例施行規則(平成十四年宮城県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第五章 事業箇所評価(第三十条―第三十四条) を「第五章 雑則(第三十条)」に改める。
第六章 雑則(第三十五条)」

第二条第三項及び第五章を削る。

第六章中第三十五条を第三十条とし、同章を第五章とする。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

国土調査の成果の写しの閲覧に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十五号

国土調査の成果の写しの閲覧に関する規則の一部を改正する規則

国土調査の成果の写しの閲覧に関する規則(昭和二十九年宮城県規則第百六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「宮城県震災復興・企画部地域復興支援課」を「企画部地域振興課」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十六号

環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

環境影響評価条例施行規則(平成十一年宮城県規則第五号)の一部を次のように改正する。
別表第二の三の項下欄に次のように加える。

7 土砂等の埋立て等の規制に関する条例(令和元年宮城県条例第七十四号)第七条の許可別表第二の四の項下欄に次のように加える。

9 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号)第九条第一項の認定

10 土砂等の埋立て等の規制に関する条例第七条の許可

- 別表第二の七の項下欄に次のように加える。
- 4 土砂等の埋立て等の規制に関する条例第七条の許可別表第二の八の項下欄に次のように加える。
- 6 土砂等の埋立て等の規制に関する条例第七条の許可別表第二の九の項下欄に次のように加える。
- 6 土砂等の埋立て等の規制に関する条例第七条の許可別表第二の十の項下欄に次のように加える。
- 7 土砂等の埋立て等の規制に関する条例第七条の許可別表第二の十一の項中

を

「 8 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更、同条第三項の規定による指示又は第十五条の二第一項の許可

「 8 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更、同条第三項の規定による指示又は第十五条の二第一項の許可
9 土砂等の埋立て等の規制に関する条例第七条の許可

- に改める。
- 別表第三の三の項下欄に次のように加える。
- 7 土砂等の埋立て等の規制に関する条例第七条の許可の申請別表第三の四の項下欄に次のように加える。
- 9 土砂等の埋立て等の規制に関する条例第七条の許可の申請別表第三の七の項下欄に次のように加える。
- 4 土砂等の埋立て等の規制に関する条例第七条の許可の申請別表第三の八の項下欄に次のように加える。
- 6 土砂等の埋立て等の規制に関する条例第七条の許可の申請別表第三の九の項下欄に次のように加える。
- 6 土砂等の埋立て等の規制に関する条例第七条の許可の申請別表第三の十の項下欄に次のように加える。
- 7 土砂等の埋立て等の規制に関する条例第七条の許可の申請別表第三の十一の項中

「 8 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更又

を

「 は第十五条の二第一項の許可の申請

「 8 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による変更又は第十五条の二第一項の許可の申請
9 土砂等の埋立て等の規制に関する条例第七条の許可の申請

に改める。

様式第一号及び様式第三号から様式第十五号までの規定中「ア」を「イ」に改める。

附 則

1 (施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の環境影響評価条例施行規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の環境影響評価条例施行規則の規定によるものとみなす。

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第五十七号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和三十一年宮城県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

「 本 籍 住 所 氏 名
様式第五号中 本 籍 住 所 氏 名
年 月 日 生」

年 月 日 生」

「本 籍 住 所 氏 名
年 月 日 生」
に改め、同様式備考中「ア」が「イ」及び
田姓等併記希望
田姓又は通称名
有 ・ 無

る「戸籍謄本又は戸籍抄本」や「戸籍抄（謄）本」に改める。

「住 氏 名 所 氏 名 年 月 日生」を

「住 氏 名 所 氏 名 年 月 日生」に改める。

様式第七号中 「住 氏 名 所 氏 名 年 月 日生」を

「住 氏 名 所 氏 名 年 月 日生」に改める。

「氏 名」を

「氏 名 氏 名 年 月 日生」に改め、同

様式備考中「(2) 戸籍の謄本又は抄本」や

「(2) 変更事項が確認できる戸籍抄（謄）本等

(3) 免許証へ旧姓又は通称名併記の追加、変更を希望する場合は、その事実を に改める。

証する書類（戸籍抄（謄）本又は住民票の写し等）

様式第八号中 「登録番号（免許証番号と同一番号） 第 号」を

「登録番号（免許証番号と同一番号） 第 号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正前のクリーニング業法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後のクリーニング業法施行細則の規定によるものとみなす。

訓 令 甲

○宮城県訓令第二十六号

庁議の設置及び運営に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

庁議の設置及び運営に関する規程の一部を改正する訓令

庁議の設置及び運営に関する規程（昭和四十年宮城県訓令第十号）の一部を次のように改正する。
第五条第二項中「震災復興・企画部長」を「企画部長」に、「次長（次長の置かれない部にあつては、当該部の主管課長）」を「副部（局）長」に、「震災復興・企画部震災復興・企画総務課長」を「企画部企画総務課長」に改め、同条第三項中「震災復興・企画部長」を「企画部長」に改める。
第六条及び第七条中「震災復興・企画部長」を「企画部長」に改める。
第八条中「震災復興・企画部震災復興・企画総務課」を「企画部企画総務課」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

○宮城県訓令第二十七号

行政情報ネットワークの管理及び運営に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

行政情報ネットワークの管理及び運営に関する規程の一部を改正する訓令

行政情報ネットワークの管理及び運営に関する規程（平成四年宮城県訓令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「震災復興・企画部情報政策課長」を「企画部デジタルみやぎ推進課長」に、「情報政策課長」を「デジタルみやぎ推進課長」に改め、同条第三号中「情報政策課長」を「デジタルみやぎ推進課長」に改める。

第三条第一項、第四条から第六条まで、第七条第一項、第八条及び第九条中「情報政策課長」を「デジタルみやぎ推進課長」に改める。

第十条第一項中「震災復興・企画部情報政策課」を「企画部デジタルみやぎ推進課」に改め、同条第三項中「情報政策課長」を「デジタルみやぎ推進課長」に改める。

第十一条第一項中「情報政策課長」を「デジタルみやぎ推進課長」に改める。

第十二条中「震災復興・企画部長」を「企画部長」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第二百八十七号

平成十八年宮城県告示第八百五十八号(宮城県グリーン製品認定基準)の一部を次のように改正し、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第二項の表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「別表第4」を「別表第5」に改める。

○宮城県告示第二百八十八号

環境影響評価技術指針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

環境影響評価技術指針の一部を改正する告示

環境影響評価技術指針(平成十一年宮城県告示第百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「別表第二」の下に「から別表第十五まで」を加える。

第四条第一項中「別表第一」を「次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める別表の」に、「同」を「当該別」に改め、同項に次の十五号を加える。

- 一 環境影響評価条例施行規則(平成十一年宮城県規則第五号。以下「規則」という。) 別表第一の一の項に掲げる事業(以下「道路事業」という。) 別表第一
- 二 規則別表第一の二の項の第二欄イに掲げる事業(以下「ダム事業」という。) 別表第二
- 三 規則別表第一の二の項の第二欄ロ及びハに掲げる事業(以下「堰事業」という。) 別表第三
- 四 規則別表第一の二の項の第二欄ニに掲げる事業(以下「湖沼水位調節施設建設事業」という。) 別表第四

- 五 規則別表第一の二の項の第二欄ホに掲げる事業(以下「放水路事業」という。) 別表第五
- 六 規則別表第一の三の項に掲げる事業(以下「鉄道建設事業」という。) 別表第六
- 七 規則別表第一の四の項の第二欄イ及びロに掲げる事業(以下「風力発電所設置事業」という。) 別表第七
- 八 規則別表第一の四の項の第二欄ハ及びニに掲げる事業(以下「火力発電所設置事業」という。) 別表第八
- 九 規則別表第一の四の項の第二欄ホ及びヘに掲げる事業(以下「太陽電池発電所設置事業」という。) 別表第九

十 規則別表第一の五の項に掲げる事業(以下「最終処分場設置事業」という。) 別表第十

十一 規則別表第一の六の項に掲げる事業(以下「公有水面埋立事業」という。) 別表第十一

十二 規則別表第一の七の項に掲げる事業(以下「土地区画整理事業」という。) 及び規則別表第一の八の項に掲げる事業(以下「住宅団地造成事業」という。) 別表第十二

十三 規則別表第一の九の項に掲げる事業(以下「レクリエーション施設建設事業」という。) 別表第十三

十四 規則別表第一の十の項に掲げる事業(以下「工場事業場用地造成事業」という。) 別表第十四

十五 規則別表第一の十一の項に掲げる事業のうち土石採取場の新設の事業及び土石採取場の増設の事業(以下「土石の採取事業」という。) 別表第十五

第四条第二項及び第三項中「別表第一」の下に「から別表第十五まで」を加える。

第五条第三項中「別表第二」を「別表第十六」に改める。

第六条第一項中「別表第一」を「第四条第一項各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定める別表の」に、「別表第二」を「別表第十六」に改める。

第八条第一項中「別表第二」を「別表第十六」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参考項目（第四条、第六条関係）（道路事業）

土地又は工作物の存在及び供用の状況	工事の実施		影響要因の区分		環境要素の区分		環境要素
	道路（高上式）の存在	道路（地表式又は掘割式）の存在	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	大気環境	水環境	
					○	○	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
					○	○	大気環境
					○	○	物質汚染
					○	○	音騒
					○	○	動 振
					○	○	臭 悪
					○	○	り濁の水のよに等砂土
					○	○	れ汚の水
					○	○	温 水
					○	○	化養栄富
					○	○	素酸存溶
					○	○	度濃ンオイ素水
					○	○	質物害有
					○	○	土泥の底水
					○	○	質物害有
					○	○	位水の地下水
					○	○	度濃ンオイ素塩
					○	○	質物害有
					○	○	れ流の地下水
					○	○	速流び及向流
					○	○	質地び及形地な要重
					○	○	下沈盤地
					○	○	性定安の盤地
					○	○	質物害有
					○	○	害阻照日
					○	○	外以域海
					○	○	域海
					○	○	外以域海
					○	○	域海
					○	○	系づ地城を特徴する生態
					○	○	な開に主要な眺望景観
					○	○	な開に主要な眺望景観
					○	○	動れ合の場の場
					○	○	副産物
					○	○	二酸化炭素
					○	○	放射線の量

備考

- 一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、*が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散、流出又は集積による環境への影響が明らかに軽微である場合を除く。
- 二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる道路事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。
- イ 道路の構造が、地表式、掘割式又は高上式であること。
- ロ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- ハ 道路の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事をすること。
- ニ 必要に応じて、既存の工作物を除去すること。
- ホ 工事の完了後、当該事業の目的である道路が存在し、かつ、当該道路上を車両が走行すること。
- 三 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう（窒素酸化物、「硫酸酸化物」、「浮遊粒子状物質」、「石灰粉じん」を除く）。
- 四 この表において「重要な地形及び地質」「重要な種」「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 五 この表において「注目すべき生息地」とは、希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 六 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 七 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 八 この表において「主要な開閉景観」とは、不特定かつ多数の者が日常的に利用している身まわりの景観をいう。
- 九 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 十 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。
- 十一 この表において「土工等」とは、土工をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。
- 十二 この表において「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいう。
- 十三 この表において「休憩所」とは、高速自動車国道又は自動車専用道路に設置される休憩所（公衆便所を含む）をいう。

生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

環境への負荷の程度により調査、予測及び評価されるべき環境要素

一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素

別表第二 参考項目（第四条、第六条関係）（ダム事業）

土地又は工作物の存在及び供用	工事の実施			影響要因の区分	環境要素の区分			
	ダムの供用及び貯水池の存在	道路の存在	原石跡地の存在		ダムの堤体の存在	ダムの採取の工事	原石の採取の工事	施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付替の工事
					物化酸素窒	大気質	大気環境	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
					物化酸黄硫			
					質物状子粒遊浮			
					んじ粉灰石			
					等んじ粉			
					音波周低・音騒	音 騒	水	水環境
					動 振	動 振		
					臭 悪	臭 悪		
					り濁の水のよに等砂土	水 質	水環境	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
					れ汚の水			
					温 水			
					化養栄富			
					素酸栄溶			
					度濃ノイ素水	底質	水環境	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
					質物害有			
					土泥の底水	底質	水環境	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
					質物害有			
					位水の地下水	水 質	水環境	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
					度濃ノイ素塩			
					質物害有			
					れ流の地下水	他のそ	水環境	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
					速流及び向流			
					質地及び形地な重要	地盤	土壌に係る環境	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
					下沈盤地			
					性定安の盤地	地盤	土壌に係る環境	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
					質物害有			
					害阻照日	他のそ	土壌に係る環境	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
					外以域海	動物	動物	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
					息地注種重要			
					域海	植物	動物	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
					域海			
					系づ地城を特徴する生態	生態系	動物	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
					系づ地城を特徴する生態			
					な開に主要な眺望景観	景観	動物	人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
					な開に主要な眺望景観			
					動れ合いの活動の場	人と自然との活動の場	動物	人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
					動れ合いの活動の場			
					副産物	廃棄物等	環境	環境の負荷の程度により調査、予測及び評価されるべき環境要素
					副産物			
					二酸化炭素	温室効果ガス等	環境	環境の負荷の程度により調査、予測及び評価されるべき環境要素
					二酸化炭素			
					放射線の量	放射線の量	環境	一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素
					放射線の量			

備考

- 一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、*が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出又は集積による環境への影響が明らかに軽微である場合を除く。
- 二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げるダム事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。
- イ 転流工、堤体基礎掘削工、基礎処理工、堤体工、洪水吐工、放流設備工、管理用設備工等の「ダムの堤体の工事」を行うこと。
- ロ ダムの堤体の材料となる原石等採取する「原石の採取の工事」を行うこと。
- ハ 骨材プラント、コンクリート製造設備、運搬設備及び濁水処理設備等の施工設備並びに掘削土、工事用資機材、骨材等を運搬するための工事用道路を設置する「施工設備及び工事用道路の設置の工事」を行うこと。
- ニ ダム事業により発生した掘削土等を事業実施区域内において処理する「掘削土等の処理の工事」を行うこと。
- ホ 既存の道路の機能を確保するために必要となる道路を設置する「道路の付替の工事」を行うこと。
- ヘ ダムの堤体、道路等の施設、原石山の跡地、建設発生土処理場の跡地及び貯水池が存在すること。
- ト 当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供すること。
- 三 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう（窒素酸化物、「硫酸酸化物」、「浮遊粒子状物質」、「石灰粉じん」を除く）。
- 四 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 五 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 六 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 七 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望される景観をいう。
- 八 この表において「主要な開閉景観」とは、不特定かつ多数の者が日常的に利用している場としての身のまわりの景観をいう。
- 九 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 十 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

別表第二の次に次の十四表を加える。

別表第三 参考項目（第四条、第六条関係）（堰事業）

影響要因の区分	環境要素の区分				
	大気環境	水環境	土壌に係る環境	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査・予測及び評価されるべき環境要素	
影響要因の区分 大気環境 水環境 土壌に係る環境 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査・予測及び評価されるべき環境要素	大気質	物化酸素窒	音 騒	臭 悪	
		物化酸黄硫			
		質物状粒子粒遊浮			
		んじ粉灰石			
		等んじ粉			
	音 騒	音波周低・音騒	臭 悪	り濁の水のよに等砂土	水 質
		動 振			
		動 振			
		臭 悪			
		臭 悪			
	水 質	れ汚の水	底 質	り濁の水のよに等砂土	水 質
		温 水			
		化糞栄富			
		素酸存溶			
		度濃ンオイ素水			
質物害有					
土泥の底水					
質物害有					
位水の地下水					
度濃ンオイ素塩					
底 質	質物害有	水 質	り濁の水のよに等砂土	水 質	
	れ流の地下水				
	速流び及向流				
	質地及び形地な要重				
	質地及び形地な要重				
地 盤	下沈盤地	汚 染	質地及び形地な要重	水 質	
	性定安の盤地				
	質物害有				
汚 染	質物害有	汚 染	質地及び形地な要重	水 質	
	害阻照日				
動 物	外以域海	動 物	質地及び形地な要重	水 質	
	域海				
	域海				
植 物	外以域海	植 物	質地及び形地な要重	水 質	
	域海				
	域海				
生 態 系	系づ地城を特徴	生 態 系	質地及び形地な要重	水 質	
	な開眺景観				
景 観	な開眺景観	景 観	質地及び形地な要重	水 質	
	動の場				
汚 染	動の場	汚 染	質地及び形地な要重	水 質	
	副産物				
汚 染	副産物	汚 染	質地及び形地な要重	水 質	
	二酸化炭素				
汚 染	二酸化炭素	汚 染	質地及び形地な要重	水 質	
	放射線の量				

備考

一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出又は集積による環境への影響が明らかに軽微である場合を除く。

二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる堰事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。

イ 土砂等の掘削を行い堰を設置する「堰の工事」を行う。

ロ 土砂等の掘削を行い護岸を設置する「護岸の工事」を行う。

ハ 土砂等の掘削及び浚渫を行う「掘削の工事」を行う。

ニ 堰、護岸等の施設及び湛水区域が存在する。

ホ 当該堰を流水の貯留又は取水の用に供する。

三 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう（「窒素酸化物」、「硫黄酸化物」、「浮遊粒子状物質」、「石灰粉じん」を除く）。

四 この表において「重要な地形及び地質」「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

五 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

六 この表において「主要な眺望景観」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

七 この表において「主要な眺望景観」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

八 この表において「主要な開眺景観」とは、不特定かつ多数の者が日常的に利用している場としての身のまわりの景観をいう。

九 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

十 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

別表第四 参考項目（第四条、第六条関係）（湖沼水位調節施設建設事業）

影響要因の区分	環境要素の区分			環境要素の区分	環境要素の区分
	大気環境	水環境	土壌に係る環境		
影響要因の区分 工事の実施 堤防の工事 水門の工事 浚渫の工事 水門の供用 土地又は工作物の存在及び供用の存在	物化酸素窒	大気質	音 騒 動 振 臭 悪	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	
	物化酸黄硫				
	質物状粒子遊浮				
	んじ粉灰石				
	等んじ粉				
	音波周低・音騒	水 質	臭 悪		
	動 振				
	臭 悪				
	り濁の水のよに等砂土				
	れ汚の水				
	温 水	底 質	臭 悪		
	化糞栄富				
	素酸存溶				
	度濃ンオイ素水				
	質物害有				
土泥の底水	地下水の水質	臭 悪			
質物害有					
位水の地下水					
度濃ンオイ素塩					
質物害有					
れ流の地下水	他のそ	臭 悪			
速流及び向流					
質地及び形地な要重	質地及び形地				
下沈盤地	地 盤				
性定安の盤地	染汚壤土				
質物害有	他のそ	臭 悪			
害阻照日					
外以域海	動物		生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素		
息地注種重要目及生き生きすびな					
外以域海	植物			人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	
域海					
系づ地域を特徴する生態系	生態系				
な開眺望景観	景 観	人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素			
並眺望景観					
動れ合の活動の場	人と自然との活動の場				
副建設工事に伴う	廃棄物等		環境への負荷の程度により予測及び評価されるべき環境要素		
二酸化炭素					
放射線の量	放射線の量				

備考

一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出又は集積による環境への影響が明らかに軽微である場合を除く。

二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる湖沼水位調節施設建設事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。

イ 盛土等を行い堤防を設置する「堤防の工事」を行うこと。

ロ 土砂等の掘削及び浚渫を行う「浚渫の工事」を行うこと。

ハ 土砂等の掘削及び浚渫を行う「浚渫の工事」を行うこと。

ニ 堤防、水門等の施設及び施設の操作により露出することとなる水底が存在すること。

三 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう（「窒素酸化物」、「硫黄酸化物」、「浮遊粒子状物質」、「石灰粉じん」を除く）。

四 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」、「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

五 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

六 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

七 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

八 この表において「主要な開眺景観」とは、不特定かつ多数の者が日常的に利用している場としての身のまわりの景観をいう。

九 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

十 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

別表第五 参考項目（第四条、第六条関係）（放水路事業）

土地又は工作物の存在及び供用	工事の実施			影響要因の区分	環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
	放水路の存在及び供用	堤防の工事	掘削の工事		洪水を分流させる施設の工事	大気環境	
					物化酸素窒	大気質	大気環境
					物化酸黄硫		
					質物状粒子粒遊浮		
					んじ粉灰石		
					等んじ粉		
	○	○	○	○	音波周低・音騒	音 騒	水環境
	○	○	○	○	動 振	動 振	
					臭 悪	臭 悪	
○	○	○	○	○	り濁の水のよに等砂土	水 質	
					れ汚の水		
					温 水		
					化養栄富		
					素酸存溶		
					度濃ンオイ素水	底質	
					質物害有		
		○			土泥の底水		
					質物害有		
○	○				位水の地下水		地下水の水質
○					度濃ンオイ素塩		
					質物害有		
					れ流の地下水		
					速流び及向流	他のそ	
○	○	○	○	○	質地及び形地な要重	質地及び形地	土壌に係る環境
○					下沈盤地	地盤	
○					性定安の盤地	染汚壤土	
					質物害有		
					害阻照日	他のそ	
○	○	○	○	○	外以域海	動物	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
					域海		
○	○	○	○	○	外以域海	植物	
					域海		
○	○	○	○	○	系づ地域を特徴する生態	生態系	
○					な開眺景観	景観	人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
○	○	○	○	○	動の場	人と自然との触れ合いの場	環境への負荷の量の程度による調査、予測及び評価されるべき環境要素
		○	○	○	副産物	廃棄物等	
		○	○	○	二酸化炭素	温室効果ガス等	一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素
					放射線の量	放射線の量	

備考

- 一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出又は集積による環境への影響が明らかに軽微である場合を除く。
- 二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる放水路事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。
- イ 土砂等の掘削を行い堰や水門等を設置する「洪水を分流させる施設の工事」を行うこと。
- ロ 土砂等の掘削を行い護岸を設置する「掘削の工事」を行うこと。
- ハ 盛土等を行い堤防を設置する「堤防の工事」を行うこと。
- ニ 堤防や洪水を分流させる施設を含む放水路が存在すること。
- ホ 当該放水路を洪水調節の用に供すること。
- 三 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう（「窒素酸化物」、「硫黄酸化物」、「浮遊粒子状物質」、「石灰粉じん」を除く）。
- 四 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 五 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 六 この表において「主要な眺望景観」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 七 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 八 この表において「主要な開眺景観」とは、不特定かつ多数の者が日常的に利用している場としての身のまわりの景観をいう。
- 九 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 十 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

別表第六 参考項目（第四条、第六条関係）（鉄道建設事業）

土地又は工作物の存在及び供用	工事の実施				影響要因の区分	環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
	列車の走行（地下走行）	列車の走行	鉄道施設（嵩上式）の存在	鉄道施設の存在		建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 切土工等の工事による一時的な影響	
						物化酸素窒	大気質	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
						物化酸黄硫		
						質物状粒子粒遊浮		
						んじ粉灰石		
						等んじ粉	音 騒	
						音波周低・音騒		
						動 振	動 振	
						臭 悪		
						り濁の水のよに等砂土	水 質	
						れ汚の水		
						温 水		
						化養栄富		
						素酸存溶	底 質	
						度濃ンオイ素水		
						質物害有	地下地下水の水質 水位及び流れ	
						土泥の底水		
						質物害有	他のそ	
						位水の地下水		
						度濃ンオイ素塩	地 盤	
						質物害有		
						れ流の地下水	質地及び形地な要重	
						速流及び向流		
						質地及び形地な要重	地 盤	
						下沈盤地		
						性定安の盤地	染汚壤土	
						質物害有		
						害阻照日	他のそ	
						外以域海	動物	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
						域海		
						外以域海	植物	
						域海		
						系づ域を特徴する生態	生態系	
						な開眺景観		
						動の場	人との活動の場	人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
						副産物		
						二酸化炭素	廃棄物等	環境への負荷の程度により調査、予測及び評価されるべき環境要素
						放射線の量		
						放射線の量	放射線の量	放射線中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素

備考

一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、*が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出又は集積による環境への影響が明らかに軽微である場合を除く。

二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる鉄道建設事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。

イ 鉄道施設の構造が、地表示、掘削式又は嵩上式であること。

ロ 鉄道施設の構造に応じた建設機械を用いて工事を行うこと。

ハ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。

ニ 必要に応じて、既存の工作物を除去すること。

ホ 工事の完了後、当該事業の目的である鉄道施設が存在し、かつ、当該軌道上に列車が走行すること。

三 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう（「窒素酸化物」、「硫黄酸化物」、「浮遊粒子状物質」、「石灰粉じん」を除く）。

四 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

五 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

六 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

七 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

八 この表において「主要な開眺景観」とは、不特定かつ多数の者が日常的に利用している場としての身のまわりの景観をいう。

九 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

十 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

十一 この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。

別表第七 参考項目（第四条、第六条関係）（風力発電所設置事業）

土地又は工作物の存在及び供用	影響要因の区分			環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	造成等の施工による一時的な影響	風力発電所の存在	施設の稼働	
						大気環境
						大気質
						音 騒
						動 振
						臭 悪
						水 質
						底 質
						地下水の水質
						他のそ
						質地及び形地
						地 盤
						染汚壤土
						その他
						動物
						植物
						生態系
						景 観
						人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨とし評価されるべき環境要素
						廃棄物等
						温室効果ガス等
						放射線の量

備考

- 一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出又は集積による環境への影響が明らかに軽微である場合を除く。
- 二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる風力発電所設置事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 - イ 工事の実施に関する内容
 - (1) 工事用資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤並びに残土、伐採樹木及び廃材の搬出を行うこと。
 - (2) 建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行うこと。なお、海域に設置される場合は、浚渫工事を含む。
 - (3) 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良並びに盛土等による敷地及び搬入道路の造成及び整地を行うこと。なお、海域に設置される場合は、海底の掘削等を含む。
- ロ 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容
- (1) 地形変化及び施設の存在として、地形変化等を実施し建設された風力発電所を有する。なお、海域に設置される場合は、海域における地形変化等を併す。
- (2) 施設の稼働として、風力発電所の運転を行うこと。
- 三 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう（「窒素酸化物」、「硫黄酸化物」、「浮遊粒子状物質」、「石灰粉じん」を除く）。
- 四 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 五 この表において「風車の影」とは、影が回転して地上に明暗が生じる現象（シャドーフリッカー）をいう。
- 六 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 七 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 八 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 九 この表において「主要な開閉景観」とは、不特定かつ多数の者が日常的に利用している場としての身のまわりの景観をいう。
- 十 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 十一 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

別表第八 参考項目（第四条、第六条関係）（火力発電所設置事業）

備考	環境要素の区分					影響要因の区分																																																								
	大気環境		水環境			土壌に係る環境																																																								
	音 騒	臭 悪	水 質	底 質	地下水の水質	他のそ																																																								
<p>一〇印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出又は集積による環境への影響が明らかにならざる場合を除く。</p> <p>イ 工事の実施に関する内容</p> <p>二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる火力発電所設置事業における一般的な事業の内容を踏まえ区別したものである。</p> <p>（1） 工事用資材等の搬入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬入、工事関係者の通勤並びに残土、伐採樹木及び廃材の搬出を行うこと。</p> <p>（2） 建設機械の稼働として、浚渫工事、港灣工事、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む）を行うこと。</p> <p>（3） 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良並びに盛土等による敷地及び搬入道路の造成及び整地を行うこと。</p> <p>（4） 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容</p> <p>（5） 地形変化及び施設の有無として、地形変化等を実施し建設された汽力設備、ガスタービン設備又は内燃力設備（二以上の組合せを含む）を有すること。</p> <p>（6） 排水は、排水処理装置で処理した後公共用水域に排水すること。</p> <p>（7） 機排水は、海水冷却方式を採用した場合、取水方式として表面又は深層、放水方式として表面又は水中によるものがあること。</p> <p>（8） 機械等の稼働として、汽力設備、ガスタービン設備又は内燃力設備（二以上の組合せを含む）の運転があること。</p> <p>（9） 資材等の搬入として、定期点検時等の発電用資材等の搬入、従業員の通勤及び廃棄物等の処理のための搬出があること。</p> <p>（10） この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう（窒素酸化物、「硫酸酸化物」、「浮遊粒子状物質」、「石灰粉じん」を除く）。</p> <p>（11） この表において「注目すべき生息地」とは、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>（12） この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>（13） この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p> <p>（14） この表において「主要な眺望景観」とは、不特定かつ多数の者が日常的に利用している場としての身のまわりの景観をいう。</p> <p>（15） この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p> <p>（16） この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。</p>	廃棄物の発生	資材等の搬入	機械等の稼働	温排水	排ガス	排排水	火力発電所の存在	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	造成等の施工による一時的な影響	物化酸素窒	物化酸黄硫	質物粒子粒遊浮	んじ粉灰石	等んじ粉	音波周低・音騒	音 騒	動 振	臭 悪	り濁の水のよに等砂土	れ汚の水	温 水	化養栄富	素酸存溶	度濃ンオイ素水	質物害有	土泥の底水	質物害有	位水の地下水	度濃ンオイ素塩	質物害有	れ流の地下水	速流及び向流	質地及び形地な要重	下沈盤地	性定安の盤地	質物害有	害阻照日	他のそ	外以域海	息地注重要	重要	外以域海	群落重要	重要	系づけ地	特徴を生態	主要な眺望	点及び景観	主な眺望	な眺望景観	れ流の地下水	自れ合の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	産業廃棄物	残土	二酸化炭素	放射線の量	環境要素	環境要素	環境要素	環境要素

環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

環境への負荷の量の程度による環境要素

一般環境中の放射線物質の調子が環境に及ぼす影響を調査、予測及び評価されるべき環境要素

備考

別表第九 参考項目（第四条、第六条関係）（太陽電池発電所設置事業）

土地又は工作物の存在及び供用	工事の実施		影響要因の区分		環境要素の区分		環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	
	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	影射等の施工による一時的な影響	太陽電池発電所の存在	大気環境	水環境		
		○	○		物化酸素窒	大気質	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	
					物化酸黄硫			音 騒
		○	○		質物状粒子粒遊浮			
					んじ粉灰石	動 振		
		○	○		等んじ粉			
					音波周低・音騒	臭 悪		
		○	○		動 振			
					臭 悪	水 質		
					り濁の水のよに等砂土			
					れ汚の水			
					温 水			
					化糞栄富			
					素酸存溶			
					度濃ンオイ素水			
					質物害有			
					土泥の底水			
					質物害有			
					位水の地下水			
					度濃ンオイ素塩			
					質物害有			
					れ流の地下水			
					速流及び向流			
					質地及び形地な要重			
					下沈盤地			
					性定安の盤地			
					質物害有			
					害阻照日			
					光射反			
					外以域海	動物		
					息べ注種重要 地き目及 生すびな			
					域海	植物		
					群重 落及要 びな			
					外以域海	生態系		
					域海			
					應け特地域 系系生を	景 観		
					な眺景 並びに景 な眺景 な眺景 な眺景			
					動の場 れ合の れ合の れ合の	人と自然との活動の場		
					主要な人と自然との活動の場			
					棄 産 物 業 廃	廃棄物等		
					残 土			
					二酸化炭素	温室効果ガス等		
					放射線の量	放射線の量		

備考

一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出又は集積による環境への影響が明らかに軽微である場合を除く。

二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる太陽電池発電所設置事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

イ 工事の実施に関する内容

(1) 工所用資材等の搬入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬入、工事関係者の通勤並びに残土、伐採樹木及び廃材の搬出を行うこと。

(2) 建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事、既設工作物の撤去又は廃棄を含む。を行うこと。

(3) 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良並びに盛土等による敷地、調整池及び搬入道路の造成及び整地を行うこと。

ロ 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

(1) 地形改変及び施設が存在として、地形改変等を実施し建設された太陽電池発電所を有すること。

(2) 施設の稼働として、太陽電池発電所の運転を行うこと。

三 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。「窒素酸化物」、「硫黄酸化物」、「浮遊粒子状物質」、「石灰粉じん」を除く。

四 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

五 この表において「地盤の安定性」とは、太陽電池発電所を設置するために造成等が行われる傾斜地において、土地の形状が保持される性質をいう。

六 この表において「反射光」とは、太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象をいう。

七 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

八 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

九 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

十 この表において「主要な開視景観」とは、不特定かつ多数の者が日常的に利用している場としての身のまわりの景観をいう。

十一 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

十二 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

別表第十 参考項目（第四条、第六条関係）（最終処分場設置事業）

土地又は工作物の存在及び供用	影響要因の区分		環境要素の区分		環境要素
	最終処分場の設置の工事	最終処分場の存在	大気環境	水環境	
○	○	○	物化酸素窒	大気質	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
○	○	物化酸黄硫			
○	○	質物粒子粒遊浮			
○	○	んじ粉灰石			
○	○	○	等んじ粉	音 騒	
○	○	○	音波周低・音騒		
○	○	○	動 振	臭 悪	
○	○	○	臭 悪		
○	○	○	り濁の水のよに等砂土	水 質	
○	○	○	れ汚の水		
○	○	○	温 水		
○	○	○	化養栄富		
○	○	○	素酸存溶	底 質	
○	○	○	度濃ンオイ素水		
○	○	○	質物害有	地下水の水質	
○	○	○	土泥の底水		
○	○	○	質物害有	水位及び流れ	
○	○	○	位水の地下水		
○	○	○	度濃ンオイ素塩	他のそ	
○	○	○	質物害有		
○	○	○	れ流の地下水	質及び形地	
○	○	○	速流及び向流		
○	○	○	質地及び形地な要重	地 盤	
○	○	○	下沈盤地		
○	○	○	性定安の盤地	染汚壤土	
○	○	○	質物害有		
○	○	○	害阻照日	他のそ	
○	○	○	外以域海	動物	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
○	○	○	域海		
○	○	○	外以域海	植物	
○	○	○	域海		
○	○	○	系づける地域を特徴する生態	生態系	
○	○	○	な開に主要な眺望景観	景 観	人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
○	○	○	動の場		
○	○	○	副建設工事に伴う副産物の搬出等を経由して行う	廃棄物等	環境への負荷の量の程度により調査、予測及び評価されるべき環境要素
○	○	○	二酸化炭素		
○	○	○	放射線の量	放射線の量	一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素

備考

- 一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出又は集積による環境への影響が明らかに軽微である場合を除く。
- 二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる最終処分場設置事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。
 - イ 最終処分場の種類は、一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の管理型最終処分場であること。
 - ロ 立地の形式は、陸上埋立又は水面埋立であること。
- 三 工事の実施に関する内容
 - (1) 陸上埋立においては、準備工事として造成区域の整地を行い、埋立地の造成は切土工を主体として行うこと。また、主要施設及び附帯設備の設置工事に伴い、資材等の搬出入、建設工事に伴う副産物の搬出等を道路を経由して行うこと。
 - (2) 水面埋立においては、作業船を使用し、地盤改良、水中での杭打ち及び水面への土石の投入を行い、護岸築造を行うこと。また、主要施設及び附帯設備の設置工事に伴い、資材等の搬出入、建設工事に伴う副産物の搬出等を道路を経由し、又は、船舶を利用して行うこと。
 - ニ 工作物及び供用開始後に行われる事業活動の内容
 - (1) 工作物として、擁壁その他の貯留構造物、地下水集排水設備、保有水等集排水設備、浸出液処理設備、通気装置その他の主要施設及び搬入管理設備、モニタリング設備、管理棟、管理道路、搬入道路、ごみ飛散防止設備、防災設備その他の附帯設備を有すること。
 - (2) 埋立てを行う廃棄物は、分解性有機物（プラスチックを除く）を含むこと。
 - (3) 陸上埋立においては、埋立てを行う廃棄物を道路を経由して搬入し、埋立供用時は即日覆土を行うこと。
 - (4) 水面埋立においては、埋立てを行う廃棄物を道路を経由し、船舶を用いて搬入し、埋立供用時は一定水位を超えた時点から即日覆土を行うこと。
- 四 この表において「存在及び供用」とは、それぞれ最終処分場の存在並びに廃棄物の埋立ての用に供すること及び最終処分場の維持管理に関することをいう。
- 五 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう（窒素酸化物、「硫黄酸化物」、「浮遊粒子状物質」、「石灰粉じん」を除く）。
- 六 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 七 この表において「主要な眺望景観」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 八 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 九 この表において「主要な眺望景観」とは、不特定かつ多数の者が日常的に利用している場としての身のまわりの景観をいう。
- 十 この表において「主要な眺望景観」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 十一 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

別表第十一 参考項目（第四条、第六条関係）（公有水面埋立事業）

環境要素の区分		影響要因の区分		土地又は江作物の存在及び供用		工事の実施		
環境要素の区分		影響要因の区分		土地又は江作物の存在及び供用		工事の実施		
環境要素の区分		影響要因の区分		土地又は江作物の存在及び供用		工事の実施		
大気環境	大気質	〇	〇	〇	〇	〇	〇	物化酸素窒
		〇	〇	〇	〇	〇	〇	物化酸黄硫
		〇	〇	〇	〇	〇	〇	質物状子粒遊浮
		〇	〇	〇	〇	〇	〇	んじ粉灰石
		〇	〇	〇	〇	〇	〇	等んじ粉
	音 騒	〇	〇	〇	〇	〇	〇	音波周低・音騒
		〇	〇	〇	〇	〇	〇	動 振
		〇	〇	〇	〇	〇	〇	臭 悪
		〇	〇	〇	〇	〇	〇	り濁の水のよに等砂土
		〇	〇	〇	〇	〇	〇	れ汚の水
水環境	水 質	〇	〇	〇	〇	〇	〇	温 水
		〇	〇	〇	〇	〇	〇	化養栄富
		〇	〇	〇	〇	〇	〇	素酸存溶
		〇	〇	〇	〇	〇	〇	度濃ンオイ素水
		〇	〇	〇	〇	〇	〇	質物害有
	底質	〇	〇	〇	〇	〇	〇	土泥の底水
		〇	〇	〇	〇	〇	〇	質物害有
		〇	〇	〇	〇	〇	〇	位水の地下水
		〇	〇	〇	〇	〇	〇	度濃ンオイ素塩
		〇	〇	〇	〇	〇	〇	質物害有
地下水の水質	〇	〇	〇	〇	〇	〇	れ流の地下水	
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	速流び及向流	
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	質地及び形地な要重	
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	下沈盤地	
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	性定安の盤地	
その他の環境	〇	〇	〇	〇	〇	〇	質物害有	
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	害阻照日	
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	外以域海	
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	域海	
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	外以域海	
動物	〇	〇	〇	〇	〇	〇	域海	
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	外以域海	
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	域海	
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	外以域海	
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	域海	
植物	〇	〇	〇	〇	〇	〇	外以域海	
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	域海	
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	外以域海	
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	域海	
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	外以域海	
生態系	〇	〇	〇	〇	〇	〇	域海	
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	外以域海	
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	域海	
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	外以域海	
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	域海	
景観	〇	〇	〇	〇	〇	〇	外以域海	
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	域海	
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	外以域海	
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	域海	
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	外以域海	
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査・予測及び評価されるべき環境要素	〇	〇	〇	〇	〇	〇	域海	
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	外以域海	
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	域海	
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	外以域海	
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	域海	
環境への負荷の量の程度による調査・予測及び評価されるべき環境要素	〇	〇	〇	〇	〇	〇	域海	
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	外以域海	
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	域海	
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	外以域海	
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	域海	
放射線中の放射線物質について調査・予測及び評価されるべき環境要素	〇	〇	〇	〇	〇	〇	域海	
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	外以域海	
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	域海	
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	外以域海	
	〇	〇	〇	〇	〇	〇	域海	

備考

一 〇印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出又は集積による環境への影響が明らかに軽微である場合を除く。

二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる理立て又は干拓事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。

イ 建設機械又は作業船を使用し、堤防及び護岸の築造を行うこと。

ロ 道路を経由し、又は船舶を利用して資材等の搬入を行う、及び当該搬入された資材等を使用して土地の造成を行うこと。

三 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう（「窒素酸化物」、「硫黄酸化物」、「浮遊粒子状物質」、「石灰粉じん」を除く）。

四 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

五 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

六 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

七 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

八 この表において「主要な開眺景観」とは、不特定かつ多数の者が日常的に利用している場としての身のまわりの景観をいう。

九 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

十 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

別表第十二 参考項目（第四条、第六条関係）（土地区画整理事業及び住宅団地造成事業）

土地又は工作物の存在及び供用	工事の実施		影響要因の区分		環境要素の区分		環境要素
	土地利用の状況	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	造成等の工事による一時的な影響	大気環境	水環境	
○		○	○		物化酸素窒	大気質	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
					物化酸黄硫		
○					質物状粒子遊浮		
					んじ粉灰石		
					等んじ粉	音 騒	
○					音波周低・音騒		
○					動 振	動 振	
					臭 悪		
					り濁の水のよに等砂土	水 質	
					れ汚の水		
					温 水		
					化糞栄富		
					素酸存溶	底 質	
					度濃ンオイ素水		
					質物害有	地下水の水質	
					土泥の底水		
					質物害有	水位及び流れ	
					位水の水地下		
					度濃ンオイ素塩	他のそ	
					質物害有		
					れ流の水地下	質及び形地	
					速流及び向流		
					質地及び形地な要重	地 盤	
					下沈盤地		
					性定安の盤地	染汚壤土	
					質物害有		
					害阻照日	他のそ	
○	○	○	○	○	外以域海	動物	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
					息べ注重 地き目及要 生すびな		
					外以域海	植物	
					群落重要 及びび評 域海びな		
○	○	○	○	○	系づ地城を けるを特 生徴	生態系	
					な開眺景 に眺景 景観	景 観	
					動の場 れ合の活 れ合の活	人と自然との活動の場	
					副建設 産物工事に 伴う	廃棄物等	環境への負荷の量の程度により調査、予測及び評価されるべき環境要素
○					二酸化炭素	温室効果ガス等	
					放射線の量	放射線の量	一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素

備考

- 一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出又は集積による環境への影響が明らかに軽微である場合を除く。
- 二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる土地区画整理事業及び住宅団地造成事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。
 - 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
 - 雨水等の排水を行うこと。
 - 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
 - 工事の完了後、敷地が道路・公園・緑地・調整池及び給・排水施設等の公共施設、住宅施設、教育施設並びに商業・業務施設等の立地の用に供されること。
 - 施設の利用には自動車を用いられること。
- 三 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう（「窒素酸化物」、「硫黄酸化物」、「浮遊粒子状物質」、「石灰粉じん」を除く）。
- 四 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 五 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 六 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 七 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 八 この表において「主要な開眺景観」とは、不特定かつ多数の者が日常的に利用している場としての身のまわりの景観をいう。
- 九 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 十 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

別表第十三 参考項目（第四条、第六条関係）（レクリエーション施設建設事業）

影響要因の区分	環境要素の区分																				
	大気環境	水環境	土壌に係る環境	その他																	
影響要因の区分	大気質	音 騒	臭 悪	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素																	
					物化酸素窒	物化酸黄硫	質物状粒子遊浮	んじ粉灰石	等んじ粉												
音 騒	動 振	臭 悪	水 質	水環境																	
					り濁の水のよに等砂土	れ汚の水	温 水	化糞栄富	素酸存溶	度濃ンオイ素水	質物害有	土泥の底水	質物害有	位水の地下水	度濃ンオイ素塩	質物害有	れ流の地下水	速流び及向流	質地び及形地な要重	質地び及形地	下沈盤地
その他	動物	植物	生態系	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素																	
その他	景観	人と自然との活動の場	環境への負荷の程度による	環境要素																	
その他	放射線の量	放射線の量	放射線の量	放射線物質の放出																	

備考

- 一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものを示す。ただし、*が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出又は集積による環境への影響が明らかに軽微である場合を除く。
- 二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げるレクリエーション施設建設事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。
- イ 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
- ロ 雨水等の排水を行うこと。
- ハ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- ニ 工事の完了後、敷地が公園、運動施設、遊戯施設、休養施設、教養施設及びこれらと一体となって整備される施設の立地並びに利用の用に供されること。
- ホ 施設の利用には自動車を用いること。
- 三 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう（「窒素酸化物」、「硫黄酸化物」、「浮遊粒子状物質」、「石灰粉じん」を除く）。
- 四 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 五 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 六 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 七 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 八 この表において「主要な開視景観」とは、不特定かつ多数の者が日常的に利用している場としての身のまわりの景観をいう。
- 九 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 十 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

別表第十四 参考項目（第四条、第六条関係）（工場事業場用地造成事業）

影響要因の区分	環境要素の区分																				
	大気環境	水環境	土壌に係る環境	その他																	
影響要因の区分	大気質	音 騒	臭 悪	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素																	
					物化酸素窒	物化酸黄硫	質物状子粒遊浮	んじ粉灰石	等んじ粉	音波周低・音騒	動 振	臭 悪									
影響要因の区分	水 質	底 質	水 下 水 質	その他																	
					り濁の水のよに等砂土	れ汚の水	温 水	化糞栄富	素酸存溶	度濃ンオイ素水	質物害有	土泥の底水	質物害有	位水の地下水	度濃ンオイ素塩	質物害有	れ流の地下水	速流び及向流	質地及び形地な要重	質地及び形地	下沈盤地
影響要因の区分	動物	植物	生態系	環境の多様性の確保及び自然調査、予測及び評価されるべき環境要素																	
					外以域海	域海	外以域海	域海	系づける地域を特徴とする生態系	な開眺景観	動の場	物 副産	棄 産物	二酸化炭素	放射線の量						
影響要因の区分	景 観	人と自然との活動の場	人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	環境への負荷の量の程度により調査、予測及び評価されるべき環境要素																	
					外以域海	域海	系づける地域を特徴とする生態系	な開眺景観	動の場	物 副産	棄 産物	二酸化炭素	放射線の量								
影響要因の区分	廃棄物等	温室効果ガス等	放射線の量	一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素																	
					外以域海	域海	系づける地域を特徴とする生態系	な開眺景観	動の場	物 副産	棄 産物	二酸化炭素	放射線の量								

備考

- 一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出又は集積による環境への影響が明らかに軽微である場合を除く。
- 二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる工場事業場用地造成事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。
 - イ 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
 - ロ 雨水等の排水を行うこと。
 - ハ 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
 - ニ 工事の完了後、敷地が工場又は事業場及びそれらに隣接する緑地、道路その他の施設の立地並びに工場等における事業活動の用に供されること。
 - ホ 車両により、製品の運搬を行うこと。
- 三 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう（「窒素酸化物」、「硫黄酸化物」、「浮遊粒子状物質」、「石灰粉じん」を除く）。
- 四 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 五 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 六 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 七 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 八 この表において「主要な開眺景観」とは、不特定かつ多数の者が日常的に利用している場としての身のまわりの景観をいう。
- 九 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 十 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

別表第十五 参考項目(第四条、第六条関係)(土石の採取事業)

環境要素の区分		影響要因の区分				
土地又は工作物の存在及び供用	工事の実施 木の伐採等	事業の活動				
		土石運搬・その他車両の運行	その他			
<p>備考</p> <p>一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出又は集積による環境への影響が明らかに軽微である場合を除く。</p> <p>二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる土石の採取事業における一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。</p> <p>イ 土石の採取の方法は露天掘削とすること。</p> <p>ロ 準備工事として、造成区域において樹木の伐採及び除根並びに表土の除去を行うこと。</p> <p>ハ 土地又は工作物として、土石の採取、保管、移送、搬出その他の作業に伴って発生する廃棄物及び排水の処理並びに土石の採取その他の作業に伴って生ずることが予想される災害の防止のための施設又は場所を有すること。</p> <p>ニ 車両により、土石の運搬を行うこと。</p> <p>三 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう(「窒素酸化物」、「硫黄酸化物」、「浮遊粒子状物質」、「石灰粉じん」を除く)。</p> <p>四 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>五 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>六 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>七 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合は眺望される景観をいう。</p> <p>八 この表において「主要な開閉景観」とは、不特定かつ多数の者が日常的に利用している場としての身のまわりの景観をいう。</p> <p>九 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。</p> <p>十 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。</p>	○	○	物化酸素窒	大気質	大気環境	環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
	○	○	物化酸黄硫			
	○	○	質物状粒子遊浮			
	○	○	んじ粉灰石			
	○	○	等んじ粉	音 騒	音 騒	
	○	○	音波周低・音騒			
	○	○	動 振			
	○	○	臭 悪			
		○	り濁の水のよに等砂土	水 質	水 環 境	
			れ汚の水			
			温 水			
			化糞栄富			
			素酸存溶			
			度濃ンオイ素水			
		○	質物害有			
			土泥の底水			
			質物害有			
			位水の水下地	地下水の水質	水 環 境	
			度濃ンオイ素塩			
		質物害有				
		れ流の水下地	他のそ	土壌に係る環境		
	○	速流び及向流	質地及び形地			
	○	質地及び形地な要重				
		下沈盤地		地盤		
	○	性定安の盤地				
	○	質物害有	染汚壤土	土壌に係る環境		
		害阻照日	他のそ			
○	○	外以域海	息注重 地目及要 地生すびな	動物	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	
	○	域海				
	○	外以域海	群種及重要 落及びびな	植物		
		域海				
○	○	系づ ける 地域を 特徴 する 生態		生態系		
	○	な開 閉に 主要 な眺 望景 観	点及景 望景 観 資源、 眺望 主要 な眺 望景 観	景観		
		動の 場 自然 と 触 れ 合 い の 活 動			人と自然との活動の場	
		副建設 産物 工事 に伴 う	廃棄物等	環境への負荷の量の程度により調査、予測及び評価されるべき環境要素		
○	○	二酸化 炭素			温室効果ガ ス等	
※○	※○			放射線 の量	一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	

別表第十六 参考手法 (第五条、第六条関係)

環境要素 の区分	参 考 項 目		参 考 手 法	
	影 響 要 因 の 区 分	調 査 の 手 法	予 測 の 手 法	
窒素酸化物	一 道路事業 イ 建設機械の稼働 ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	一 調査すべき情報 イ 二酸化窒素の濃度の状況 ロ 気象の状況	一 予測の基本的な手法 大気拡散式(フルード式、パオ式)に基づく理論計算 二 予測地域 第三副第三号の調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における二酸化窒素に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 建設機械の稼働等による二酸化窒素に係る環境影響が最大となる時期	
	二 ダム事業 イ ダムの取除工事 ロ 原石の採取の工事 ハ 施工設備及び主要用道路の設置並びに道路付帯の工事	二 調査の基本的な手法 文庫その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び評価。この場合において、前号イの措置については環境基準において定められた二酸化窒素に係る大気汚染についての測定の方法(前号ロの措置については気象業務法施行規則(昭和二十七年運輸省令第二号)第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準による測定の方法)	二 予測の基本的な手法 大気拡散式(フルード式、パオ式)に基づく理論計算 二 予測地域 第三副第三号の調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測対象時期等 工場及び事業場における事業活動、発電所の運転が定常状態であり、適切に予測できる時期	
	三 鉄道建設事業 イ 建設機械の稼働 ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	三 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがある地域	三 予測対象時期等 工場及び事業場における事業活動、発電所の運転が定常状態であり、適切に予測できる時期	
	四 火力発電所設置事業 イ 建設機械の稼働 ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	四 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における二酸化窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するに適切かつ効果的地点	四 予測対象時期等 計画外発電の発生が見込まれる時期	
	五 太陽電池発電所設置事業 イ 建設機械の稼働 ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	五 調査期間等 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて第三号の調査地域における二酸化窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期		
	六 最終処分場設置事業 最終処分場の設置工事			
	七 公有水面埋立事業 イ 堤防及び護岸の工事 ロ 埋立の工事			
	八 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業 イ 建設機械の稼働 ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行			
	九 レクリエーション施設建設事業 イ 建設機械の稼働 ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行			
	十 工場事業場用地造成事業 イ 建設機械の稼働 ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行			
硫酸酸化物	一 火力発電所設置事業 建設の稼働(排ガス)	一 調査すべき情報 イ 二酸化窒素の濃度の状況 ロ 気象の状況	一 予測の基本的な手法 大気拡散式(フルード式、パオ式)に基づく理論計算 二 予測地域 第三副第三号の調査地域のうち、硫酸酸化物の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測対象時期等 工場及び事業場における事業活動、発電所の運転が定常状態であり、適切に予測できる時期	
	二 工場事業場用地造成事業 工場等における事業活動	二 調査の基本的な手法 文庫その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び評価。この場合において、前号イの措置については環境基準において定められた二酸化窒素に係る大気汚染についての測定の方法(前号ロの措置については気象業務法施行規則(昭和二十七年運輸省令第二号)第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準による測定の方法)	二 予測の基本的な手法 大気拡散式(フルード式、パオ式)に基づく理論計算 二 予測地域 第三副第三号の調査地域のうち、硫酸酸化物の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における二酸化窒素に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 計画外発電の発生が見込まれる時期	
	一 道路事業 自動車の走行	一 調査すべき情報 イ 二酸化窒素の濃度の状況 ロ 気象の状況	一 予測の基本的な手法 大気拡散式(フルード式、パオ式)に基づく理論計算 二 予測地域 第三副第三号の調査地域のうち、硫酸酸化物の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測対象時期等 計画外発電の発生が見込まれる時期	
	二 火力発電所設置事業 資材の搬出入	二 調査の基本的な手法 文庫その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び評価。この場合において、前号イの措置については環境基準において定められた二酸化窒素に係る大気汚染についての測定の方法(前号ロの措置については気象業務法施行規則(昭和二十七年運輸省令第二号)第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準による測定の方法)		
	三 最終処分場設置事業 廃棄物の埋立て	三 調査地域 硫酸酸化物の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがある地域		
	四 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業 利用自動車の走行	四 調査地点 硫酸酸化物の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における二酸化窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するに適切かつ効果的地点		
	五 レクリエーション施設建設事業 利用自動車の走行	五 調査期間等 各系並ごとに各一週間		
六 工場事業場用地造成事業 製品の運搬その他の車両の運行 七 土石の採取事業 イ 事業の活動 ロ 土石の運搬その他の車両の運行				
硫酸酸化物	一 火力発電所設置事業 建設の稼働(排ガス)	一 調査すべき情報 イ 二酸化窒素の濃度の状況 ロ 気象の状況	一 予測の基本的な手法 大気拡散式(フルード式、パオ式)に基づく理論計算 二 予測地域 第三副第三号の調査地域のうち、硫酸酸化物の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測対象時期等 工場及び事業場における事業活動、発電所の運転が定常状態であり、適切に予測できる時期	
	二 工場事業場用地造成事業 工場等における事業活動	二 調査の基本的な手法 文庫その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び評価。この場合において、前号イの措置については環境基準において定められた二酸化窒素に係る大気汚染についての測定の方法(前号ロの措置については気象業務法施行規則(昭和二十七年運輸省令第二号)第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準による測定の方法)		

	<p>浮遊粒子状物質</p> <p>一 道路事業 イ 建設機械の稼働 ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>二 ダム事業 イ ダムの堤体の工事 ロ 原石の採取の工事</p> <p>ハ 施工設備及び土留用道路の設置並びに道路付替の工事</p> <p>三 鉄道建設事業 イ 建設機械の稼働 ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>四 水力発電所設置事業 イ 建設機械の稼働 ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>五 大規模発電所設置事業 イ 建設機械の稼働 ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>六 最終処分場設置事業 イ 最終処分場の監視の工事</p> <p>七 公有水面埋立事業 イ 堤防及び護岸の工事 ロ 埋立の工事</p> <p>八 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業 イ 建設機械の稼働 ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>九 レクリエーション施設建設事業 イ 建設機械の稼働 ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>十 工場事業場用地造成事業 イ 建設機械の稼働 ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 浮遊粒子状物質の濃度の状況 ロ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び評価。この場合において、前号イの措置については環境基準において定められた浮遊粒子状物質に係る大気汚染についての測定の方法、前号ロの措置については気象業務法施行規則第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準による測定の方法。</p> <p>三 調査地域 浮遊粒子状物質の拡散特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 浮遊粒子状物質の拡散特性を踏まえて調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切な効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 各事項ごとに各一週間</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 浮遊粒子状物質の濃度の状況 ロ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び評価。この場合において、前号イの措置については環境基準において定められた浮遊粒子状物質に係る大気汚染についての測定の方法、前号ロの措置については気象業務法施行規則第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準による測定の方法。</p> <p>三 調査地域 浮遊粒子状物質の拡散特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 浮遊粒子状物質の拡散特性を踏まえて調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切な効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 各事項ごとに各一週間</p>	<p>一 調査の基本的な手法 大気拡散式(フルード式、パオ式)に基づく理論計算</p> <p>二 調査地域 第三調第三号の調査地域のうち、浮遊粒子状物質の拡散特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 調査地点 浮遊粒子状物質の拡散特性を踏まえて前号の調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 調査対象時間等 建設機械の稼働等による浮遊粒子状物質に係る環境影響が最大となる時期</p>
	<p>一 道路事業 自動車走行</p> <p>二 水力発電所設置事業 資材の搬出入</p> <p>三 最終処分場設置事業 廃棄物の埋立て</p> <p>四 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業 利用自動車の走行</p> <p>五 レクリエーション施設建設事業 利用自動車の走行</p> <p>六 工場事業場用地造成事業 製品の運搬その他の車両の運行</p> <p>七 土石の採取事業 イ 事業の活動 ロ 土石の運搬その他の車両の運行</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 浮遊粒子状物質の濃度の状況 ロ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び評価。この場合において、前号イの措置については環境基準において定められた浮遊粒子状物質に係る大気汚染についての測定の方法、前号ロの措置については気象業務法施行規則第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準による測定の方法。</p> <p>三 調査地域 浮遊粒子状物質の拡散特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 浮遊粒子状物質の拡散特性を踏まえて調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切な効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 各事項ごとに各一週間</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 降尘ばいじんの状態 ロ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び評価。この場合において、前号イの措置についてはアボソットガイ又はタスエーサーによる測定、前号ロの措置については気象業務法施行規則</p>	<p>一 調査の基本的な手法 大気拡散式(フルード式、パオ式)に基づく理論計算</p> <p>二 調査地域 第三調第三号の調査地域のうち、石炭粉じんの拡散特性を踏まえて石炭粉じんに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 調査対象時間等 発電所の運転が定常状態となる時期及び石炭粉じんに</p>
<p>石炭粉じん</p>	<p>一 水力発電所設置事業 一 水力発電所の存在 二 施設の稼働(運転等の稼働)</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 降尘ばいじんの状態 ロ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び評価。この場合において、前号イの措置についてはアボソットガイ又はタスエーサーによる測定、前号ロの措置については気象業務法施行規則</p>	<p>一 調査の基本的な手法 大気拡散式(フルード式、パオ式)に基づく理論計算</p> <p>二 調査地域 第三調第三号の調査地域のうち、石炭粉じんの拡散特性を踏まえて石炭粉じんに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 調査対象時間等 発電所の運転が定常状態となる時期及び石炭粉じんに</p>	<p>一 調査の基本的な手法 大気拡散式(フルード式、パオ式)に基づく理論計算</p> <p>二 調査地域 第三調第三号の調査地域のうち、石炭粉じんの拡散特性を踏まえて石炭粉じんに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 調査対象時間等 発電所の運転が定常状態となる時期及び石炭粉じんに</p>

		<p>第一号の二又は第一号の三に基づき技術上の基準による測定の方法。</p> <p>三 調査地域 石炭粉じんの拡散の特性を踏まえ、石炭粉じんに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 石炭粉じんの拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における石炭粉じんに係る環境影響を予測し、及び評価するたに適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 原則として一年間</p>	<p>係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を認定することのできる場合に限る）</p>
<p>粉じん等</p> <p>一 道路事業 イ 建設機械の稼働 ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>二 ダム事業 イ ダムの築体の工事 ロ 原石の採取の工事 ハ 施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付替の工事</p> <p>三 掘削事業 イ 掘削の工事 ロ 産廃の工事 ハ 掘削の工事</p> <p>四 湖沼水位調節施設建設事業 イ 堤防の工事 ロ 水門の工事 ハ 浚渫の工事</p> <p>五 放水路事業 イ 洪水を分流させる施設の工事 ロ 掘削の工事 ハ 堤防の工事</p> <p>六 鉄道建設事業 イ 建設機械の稼働 ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>七 火力発電所設置事業 イ 建設機械の稼働 ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>八 大規模発電所設置事業 イ 建設機械の稼働 ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>九 最終処分場設置事業 イ 最終処分場の設置の工事</p> <p>十 公有水面埋立事業 イ 堤防及び護岸の工事 ロ 埋立の工事</p> <p>十一 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業 イ 建設機械の稼働 ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>十二 レクリエーション施設建設事業 イ 建設機械の稼働 ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>十三 工場事業場用地造成事業 イ 建設機械の稼働 ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>一 調査すべき情報 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文庫その他の資料及び現地調査による情報収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するたに適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するたに適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 第三号第三号の調査地域のうち、粉じん等の拡散特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測の時期等 建設機械の稼働等工事の発生に伴う粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p>	
	<p>一 火力発電所設置事業 イ 施設の稼働（機械等の稼働） ロ 資材等の搬出入</p> <p>二 最終処分場設置事業 廃棄物の埋立て</p> <p>三 工場事業場用地造成事業 工場等における事業活動</p> <p>四 土石の採取事業 イ 事業の活動 ロ 土石の運搬その他の車両の運行</p>	<p>一 調査すべき情報 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文庫その他の資料及び現地調査による情報収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するたに適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、第三号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するたに適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 第三号第三号の調査地域のうち、粉じん等の拡散特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測の時期等 事業活動等による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>騒音・低周波音</p> <p>一 道路事業 イ 建設機械の稼働</p> <p>二 ダム事業 イ ダムの築体の工事 ロ 原石の採取の工事 ハ 施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付替の工事</p> <p>三 掘削事業 イ 掘削の工事 ロ 産廃の工事 ハ 掘削の工事</p> <p>四 湖沼水位調節施設建設事業 イ 堤防の工事 ロ 水門の工事 ハ 浚渫の工事</p> <p>五 放水路事業 イ 洪水を分流させる施設の工事</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 騒音・低周波音の状況 ロ 地表面の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文庫その他の資料及び現地調査による情報収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの二の騒音の情報は、この場合において、第四十三号法（第九十八号）第十五条第二項の規定により特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準において定められた騒音についての測定の方法。</p> <p>三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえ、騒音・低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえ、前号の調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するた</p>	<p>一 予測の基本的な手法 音の伝搬特性に基づき、事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 第三号第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえ、騒音・低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点 音の伝搬特性を踏まえ、前号の予測地域における騒音・低周波音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測の時期等 建設機械の稼働等による騒音・低周波音に係る環境影響が最大となる時期</p>	

<p>ロ 掘削の工事 ハ 堤防の工事 六 鉄道建設事業 建設機械の稼働 七 風力発電所建設事業 建設機械の稼働 八 水力発電所設置事業 建設機械の稼働 九 太陽電池発電所設置事業 建設機械の稼働 十 最終処分場設置事業 最終処分場の監理工事 十一 公有水面埋立事業 イ 堤防及び護岸工事 ロ 埋立の工事 十二 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業 建設機械の稼働 十三 レクリエーション施設建設事業 建設機械の稼働 十四 工場事業場用地造成事業 建設機械の稼働</p>	<p>心し適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて第三号の調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するたに適切かつ効果的の期間、時期及び時間帯</p>	
<p>一 道路事業 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 二 ダム事業 イ ダムの主体の工事 ロ 原石の採取の工事 ハ 施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付帯の工事 三 堰事業 イ 堰の工事 ロ 護岸の工事 ハ 掘削の工事 四 湖沼水位調節施設建設事業 イ 堤防の工事 ロ 水門の工事 ハ 堰の工事 五 放水路事業 イ 洪水を分流させる施設の工事 ロ 掘削の工事 ハ 堤防の工事 六 鉄道建設事業 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 七 風力発電所設置事業 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 八 水力発電所設置事業 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 九 太陽電池発電所設置事業 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 十 最終処分場設置事業 最終処分場の監理工事 十一 公有水面埋立事業 堤防及び護岸の工事並びに埋立ての工事 十二 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 十三 レクリエーション施設建設事業 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 十四 工場事業場用地造成事業 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 道路交通騒音・低周波音の状況 ロ 沿道状況 ハ 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに道路騒音の整理及び評価。この場合において、前号イのうる道路交通騒音の値については環境基準において定められた道路交通騒音についての測定の方法、測定場所及び測定時刻。 三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音・低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて前号の調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するたに適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて第三号の調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するたに適切かつ効果的の期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算、事例の引用又は解析 二 予測地域 第三号第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音・低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて前号の予測地域における騒音・低周波音に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時間帯 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行等による騒音・低周波音に係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>一 風力発電所設置事業 施設の稼働 二 水力発電所設置事業 施設の稼働（運転等の稼働） 三 太陽電池発電所設置事業 施設の稼働 四 工場事業場用地造成事業 工場等における作業活動</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 騒音・低周波音の状況 ロ 地形等の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに道路騒音の整理及び評価。この場合において、前号イのうる騒音の値については環境基準において定められた騒音についての測定の方法、測定場所及び測定時刻。 三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音・低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて前号の調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するたに適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて第三号の調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するたに適切かつ効果的の期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算、事例の引用又は解析 二 予測地域 第三号第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音・低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測地点 工場及び事業場における作業活動、発電所の稼働が定常状態であり、適切に予測する時期</p>
<p>一 道路事業 自動車の走行 二 水力発電所設置事業 資材等の搬出入 最終処分場設置事業 廃棄物の埋立て 四 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業 利用自動車の走行 レクリエーション施設建設事業</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 道路交通騒音・低周波音の状況 ロ 沿道状況 ハ 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに道路交通騒音の値については環境基準において定められた道路交通騒音についての測定の方法、測定場所及び測定時刻。</p>	<p>一 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく計算、事例の引用又は解析 二 予測地域 第三号第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音・低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて前号の予測地域における騒音・低周波音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p>

<p>六 利用自動車の走行 工場事業場用地造成事業 製品の運搬その他の車両の運行</p> <p>七 土石の採取事業</p> <p>イ 事業の活動</p> <p>ロ 土石の運搬その他の車両の運行</p>	<p>三 調査地域 音の伝播の特性を踏まえて騒音・低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 音の伝播の特性を踏まえて前号の調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 音の伝播の特性を踏まえて第三号の調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>四 予測対象時期等 計画の交通量の発生が見込まれる時期</p>
<p>鉄道建設事業 列車の走行（地下を走行する場合を除く。）</p>	<p>一 調査すべき情報 騒音・低周波音の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び分析</p> <p>三 調査地域 音の伝播の特性を踏まえて騒音・低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 音の伝播の特性を踏まえて前号の調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 音の伝播の特性を踏まえて第三号の調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 音の伝播理論に基づいた計算事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 第三号第三号の調査地域のうち、音の伝播の特性を踏まえて騒音・低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等 鉄道運転の運用が定常状態となり、適切に予測できる時期</p>
<p>振動</p> <p>一 道路事業 建設機械の稼働</p> <p>二 ダム事業 イ ダムの躯体の工事 ロ 原石の採取の工事 ハ 施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付帯の工事</p> <p>三 掘削事業 イ 掘削の工事 ロ 護岸の工事 ハ 掘削の工事</p> <p>四 湖沼水位調節施設建設事業 イ 堤防の工事 ロ 水門の工事 ハ 浚渫の工事</p> <p>五 排水路事業 イ 洪水を分流させる施設の工事 ロ 掘削の工事 ハ 堤防の工事</p> <p>六 鉄道建設事業 建設機械の稼働</p> <p>七 水力発電所設置事業 建設機械の稼働</p> <p>八 大規模発電所設置事業 建設機械の稼働</p> <p>九 公有水面埋立事業 イ 堤防及び護岸の工事 ロ 埋立ての工事</p> <p>十 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業 建設機械の稼働</p> <p>十一 レクリエーション施設建設事業 建設機械の稼働</p> <p>十二 工場事業場用地造成事業 建設機械の稼働</p>	<p>一 調査すべき情報 地盤の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び分析</p> <p>三 調査地域 振動の伝播の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 振動の伝播の特性を踏まえて前号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 振動の伝播の特性を踏まえて第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 第三号第三号の調査地域のうち、振動の伝播の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点 振動の伝播の特性を踏まえて前号の予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 建設機械の稼働等による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>一 道路事業 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>二 ダム事業 イ ダムの躯体の工事 ロ 原石の採取の工事 ハ 施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付帯の工事</p> <p>三 掘削事業 イ 掘削の工事 ロ 護岸の工事 ハ 掘削の工事</p> <p>四 湖沼水位調節施設建設事業 イ 堤防の工事 ロ 水門の工事 ハ 浚渫の工事</p> <p>五 排水路事業 イ 洪水を分流させる施設の工事 ロ 掘削の工事 ハ 堤防の工事</p> <p>六 鉄道建設事業 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>七 水力発電所設置事業 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>八 大規模発電所設置事業 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 道路交通振動の状況 ロ 地盤の状況 ハ 道路運搬及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び分析。この場合において、前号イの経路については振動規制法施行規則（昭和五十一年総理府令第五十八号）第二十一条の規定による道路交通振動の測定において定められた振動についての測定の方法を。</p> <p>三 調査地域 振動の伝播の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 振動の伝播の特性を踏まえて前号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 振動の伝播の特性を踏まえて第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 振動レベルの八十分パーセント以上の土壌値を測ずるための式を用いた計算</p> <p>二 予測地域 第三号第三号の調査地域のうち、振動の伝播の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点 振動の伝播の特性を踏まえて前号の予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行等による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>

<p>九 水産電池発電所設置事業 資料及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>十 最終処分場設置事業 最終処分場の設置工事</p> <p>十一 公有水面埋立事業 イ 堤防及び護岸工事 ロ 埋立ての工事</p> <p>十二 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業 資料及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>十三 レクリエーション施設建設事業 資料及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>十四 工場事業場用地造成事業 資料及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>一 火力発電所設置事業 施設の稼働（稼働時の稼働）</p> <p>二 工場事業場用地造成事業 工場等における事業活動</p>	<p>一 調査すべき情報 地震の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文庫その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けやすいと見られる地点</p> <p>四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて前号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引又は解析</p> <p>二 予測地域 第三調査第三号の調査地域のみ、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けやすいと見られる地点</p> <p>三 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて前号の予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時間等 工場及事業場における事業活動、発電所の運転が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
<p>一 道路事業 自動車の走行</p> <p>二 火力発電所設置事業 廃棄物の搬出</p> <p>三 最終処分場設置事業 廃棄物の埋立て</p> <p>四 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業 利用自動車の走行</p> <p>五 レクリエーション施設建設事業 利用自動車の走行</p> <p>六 工場事業場用地造成事業 製品の運搬その他の車両の運行</p> <p>七 土石の採取事業 イ 事業の活動 ロ 土石の運搬その他の車両の運行</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 道路交通振動の状況 ロ 地震の状況</p> <p>ハ 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文庫その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析（この場合において、前号イの特筆については振動予測法施行規則第十九条の規定による道路交通振動の限度において定められた振動についての測定の方法）</p> <p>三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けやすいと見られる地点</p> <p>四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて前号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 振動レベルの八十八パーセントレシの上乗値を算出するための式を用いた計算</p> <p>二 予測地域 第三調査第三号の調査地域のみ、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けやすいと見られる地点</p> <p>三 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて前号の予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時間等 計画の交通量の発生が見込まれる時期</p>	
<p>鉄道建設事業 列車の走行</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 振動の状況 ロ 地震の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文庫その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けやすいと見られる地点</p> <p>四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて前号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引又は解析</p> <p>二 予測地域 第三調査第三号の調査地域のみ、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けやすいと見られる地点</p> <p>三 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて前号の予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時間等 鉄道運転の仕様が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>	
<p>悪臭</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 悪臭の状況 ロ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文庫その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析（この場合において、前号イの特筆に係る臭気指数については悪臭防止法施行規則（昭和四十七年総理府令第三十九号）第一条の規定により環境大臣が定める方法）</p> <p>三 調査地域 悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けやすいと見られる地点</p> <p>四 調査地点 悪臭の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引又は解析</p> <p>二 予測地域 第三調査第三号の調査地域のみ、悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けやすいと見られる地点</p> <p>三 予測地点 悪臭の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における悪臭に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時間等 工場及事業場における事業活動、発電所の運転が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>	

<p>土砂による水の濁り</p> <p>一 道路事業 切土工等の工事による一時的な影響</p> <p>二 ダム事業 イ ダムの躯体の工事 ロ 原石の採取の工事</p> <p>三 施工設備及び主要道路の設置並びに道路付帯の工事</p> <p>四 掘削の工事 イ 掘削の工事 ロ 護岸の工事 ハ 掘削の工事</p> <p>五 排水路事業 イ 排水を分流させるための掘削の工事 ロ 掘削の工事 ハ 堤防の工事</p> <p>六 鉄道建設事業 切土工等の工事による一時的な影響</p> <p>七 風力発電所設置事業 イ 建設機材の稼働 ロ 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>八 火力発電所設置事業 イ 建設機材の稼働 ロ 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>九 大規模発電所設置事業 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>十 最終処分場設置事業 最終処分場の設置の工事</p> <p>十一 公有水面埋立事業 イ 堤防及び護岸の工事 ロ 埋立ての工事</p> <p>十二 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>十三 レクリエーション施設建設事業 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>十四 工場事業場用地造成事業 造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>掘削の拡散の特性を踏まえて第三号の調査地域における悪化に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切な効果的な期間、時間又は時間帯</p> <p>一 調査すべき情報 イ 浮遊物質の状況 ロ 濁況 ハ 濁況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び評価。この場合において、前号イの項目については環境基準において定められた浮遊物質に係る水質の汚濁についての測定の方法。</p> <p>三 調査地域 浮遊物質の拡散の特性を踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 浮遊物質の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における浮遊物質による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切な効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 浮遊物質の拡散の特性を踏まえて第三号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切な効果的な期間、時間及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 イ 河川においては浮遊物質について単純混合式を用いた理論計算 ロ 海域又は湖沼においては浮遊物質についてシミュレーション方式を用いた理論計算 ハ 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 第三号第三号の調査地域のうち、浮遊物質の拡散の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点 浮遊物質の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時間等 工事は土砂による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>一 道路事業 休憩所の供用</p> <p>二 ダム事業 ダムの供用及び貯水池の存在</p> <p>三 排水路事業 排水路の存在及び供用</p> <p>四 大規模発電所設置事業 大規模発電所の存在</p> <p>五 最終処分場設置事業 廃棄物の埋立て</p> <p>六 土石の採取事業 事業の活動</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 浮遊物質の状況 ロ 濁況 ハ 濁況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び評価。この場合において、前号イの項目については環境基準において定められた浮遊物質に係る水質の汚濁についての測定の方法。</p> <p>三 調査地域 浮遊物質の拡散の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 浮遊物質の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における浮遊物質による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切な効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 浮遊物質の拡散の特性を踏まえて第三号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切な効果的な期間、時間及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 イ 河川においては浮遊物質について単純混合式を用いた理論計算 ロ 海域又は湖沼においては浮遊物質についてシミュレーション方式を用いた理論計算 ハ 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 第三号第三号の調査地域のうち、浮遊物質の拡散の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点 浮遊物質の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時間等 事業の活動による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>水の汚れ</p> <p>一 道路事業 休憩所の供用</p> <p>二 火力発電所設置事業 建設の稼働(排土)</p> <p>三 最終処分場設置事業 イ 最終処分場の存在 ロ 廃棄物の埋立て</p> <p>四 公有水面埋立事業 埋立て又は干拓地の存在</p> <p>五 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業 建造物の存在</p> <p>六 レクリエーション施設建設事業 建造物の存在及び遊歩の利用</p> <p>七 工場事業場用地造成事業 工場等における事業活動</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 河川においては生物化学的酸素要求量の状況、海域又は湖沼においては化学的酸素要求量の状況 ロ 濁況 ハ 濁況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び評価。この場合において、前号イの項目については環境基準において定められた生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量に係る水質の汚濁についての測定の方法。</p> <p>三 調査地域 イ 河川においては生物化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域 ロ 海域又は湖沼においては化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 イ 河川においては生物化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切な効果的な地点 ロ 海域又は湖沼においては化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切な効果的な地点</p>	<p>一 予測の基本的な手法 イ 河川においては生物化学的酸素要求量について単純混合式を用いた理論計算 ロ 海域又は湖沼においては化学的酸素要求量についてシミュレーション方式を用いた理論計算</p> <p>二 予測地域 イ 河川においては第三号第三号の調査地域のうち、生物化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域 ロ 海域又は湖沼においては第三号第三号の調査地域のうち、化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点 イ 河川においては生物化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点 ロ 海域又は湖沼においては化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時間等 事業活動が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>

		<p>る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>イ 河川にあつては生物学的調査要素量の散在の特性を踏まえて第三号の調査地域における水の劣化に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>ロ 湖沼又は沼澤にあつては化学的調査要素量の散在の特性を踏まえて第三号の調査地域における水の劣化に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>	
<p>水温</p>	<p>一 ダム事業 ダムの供用及び貯水池の存在</p> <p>二 水力発電所設置事業 施設の稼働（温排水）</p> <p>三 工場事業場用地造成事業 工場等における事業活動</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 水温及びその調査時における流量の状況</p> <p>ロ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び評価。この場合において、前号イの欄については、当該調査に係る事項について定める水質基準に係る環境基準と規定する測定の方法</p> <p>三 調査地域 流域の特性及び水温に係る事項の変化の特性を踏まえて当該地域より上流地域で当該地域の水温の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>四 調査地点 流域の特性及び水温に係る事項の変化の特性を踏まえて当該調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて第三号の調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 熱の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>二 予測地域 第三号第三号の調査地域のうち、流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて前号の予測地域における水温に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 施設の使用が定常状態であり、適切に予測できる期間</p>
<p>富栄養化</p>	<p>一 ダム事業 ダムの供用及び貯水池の存在</p> <p>二 堰事業 堰の供用及び減水区域の存在</p> <p>三 湖沼水位調節施設建設事業 水門の供用</p> <p>四 水力発電所設置事業 施設の稼働（排水）</p> <p>五 レクリエーション施設建設事業 構造物の存在及び施設の利用</p> <p>六 工場事業場用地造成事業 工場等における事業活動</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 富栄養化の状況</p> <p>ロ 藻況</p> <p>ハ 気象の状況</p> <p>ニ 水温の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び評価。この場合において、前号イの欄については、当該調査に係る事項について定める水質基準に係る環境基準と規定する測定の方法</p> <p>三 調査地域 流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流地域で当該地域の富栄養化の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>四 調査地点 流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて前号の調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて第三号の調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 統計的手法、富栄養化に係る物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>二 予測地域 第三号第三号の調査地域のうち、流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて前号の予測地域における富栄養化に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 施設の使用が定常状態であり、適切に予測できる期間</p>
<p>溶存酸素</p>	<p>一 ダム事業 ダムの供用及び貯水池の存在</p> <p>二 堰事業 堰の供用及び減水区域の存在</p> <p>三 湖沼水位調節施設建設事業 水門の供用</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 溶存酸素の状況</p> <p>ロ 有機物による分解状況</p> <p>ハ 水温の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び評価。この場合において、前号イの欄については、当該調査に係る事項について定める水質基準において定められた溶存酸素についての測定の方法</p> <p>三 調査地域 流域の特性及び溶存酸素の変化の特性を踏まえて溶存酸素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流地域で当該地域の溶存酸素の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>四 調査地点 流域の特性及び溶存酸素の変化の特性を踏まえて前号の調査地域における溶存酸素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 流域の特性及び溶存酸素の変化の特性を踏まえて第三号の調査地域における溶存酸素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 溶存酸素物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>二 予測地域 第三号第三号の調査地域のうち、流域の特性及び溶存酸素の変化の特性を踏まえて溶存酸素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 流域の特性及び溶存酸素の変化の特性を踏まえて前号の予測地域における溶存酸素に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 施設の使用が定常状態であり、適切に予測できる期間</p>
<p>水素イオン濃度</p>	<p>ダム事業 ダムの堰体の工事</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 水素イオン濃度の状況</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p>

		<p>ロ 状況</p> <p>一 調査の基本的な手法 文庫その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については、環境基準において定められた本素イオン濃度に係る水質の指標についての測定方法。</p> <p>二 調査地域 流域の特性及び本素イオン濃度の変化の特性を踏まえて前号イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流地域で当該地域の本素イオン濃度の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域。</p> <p>三 調査地点 流域の特性及び本素イオン濃度の変化の特性を踏まえて前号の調査地域におよび本素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点。</p> <p>四 調査期間等 流域の特性及び本素イオン濃度の変化の特性を踏まえて前号の調査地域における本素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期。</p>	<p>一 予測の基本的な手法 第三調第三号の調査地域のうへ、流域の特性及び本素イオン濃度の変化の特性を踏まえて本素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域。</p> <p>二 予測地域 第三調第三号の調査地域のうへ、流域の特性及び本素イオン濃度に係る事項の変化の特性を踏まえて本素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域。</p> <p>三 予測地点 流域の特性及び本素イオン濃度に係る事項の变化の特性を踏まえて前号の予測地域における本素イオン濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点。</p> <p>四 予測の期間等 施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期。</p>
<p>水質の有害物質に限る）</p>	<p>水質の有害物質に限る） レクリエーション施設設置事業 農薬物の存在及び農薬物の利用</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 本素イオン濃度の状況</p> <p>ロ 状況</p> <p>一 調査の基本的な手法 文庫その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報は、環境基準において定められた本素イオン濃度に係る水質汚濁に係る環境基準に規定する測定の方法。</p> <p>二 調査地域 流域の特性及び本素イオン濃度に係る事項の变化の特性を踏まえて本素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流地域で当該地域の本素イオン濃度の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域。</p> <p>三 調査地点 流域の特性及び本素イオン濃度に係る事項の变化の特性を踏まえて前号の調査地域における本素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点。</p> <p>四 調査期間等 流域の特性及び本素イオン濃度に係る事項の变化の特性を踏まえて前号の調査地域における本素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期。</p>	<p>一 予測の基本的な手法 統計的手法、本素イオン濃度に係る物質の収支に四角の計算式事例の引用若しくは解析</p> <p>二 予測地域 第三調第三号の調査地域のうへ、流域の特性及び本素イオン濃度に係る事項の变化の特性を踏まえて本素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域。</p> <p>三 予測地点 流域の特性及び本素イオン濃度に係る事項の变化の特性を踏まえて前号の予測地域における本素イオン濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点。</p> <p>四 予測の期間等 施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期。</p>
<p>水質の有害物質に限る）</p>	<p>水質の有害物質に限る） レクリエーション施設設置事業 農薬物の存在及び農薬物の利用</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 農薬の濃度の状況</p> <p>ロ 状況</p> <p>一 調査の基本的な手法 文庫その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>二 調査地域 流域の特性及び農薬の濃度の变化の特性を踏まえて農薬濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流地域で当該地域の農薬濃度の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域。</p> <p>三 調査地点 流域の特性及び農薬の濃度の变化の特性を踏まえて前号の調査地域における農薬の濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点。</p> <p>四 調査期間等 流域の特性及び農薬の濃度の变化の特性を踏まえて前号の調査地域における農薬の濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期。</p>	<p>一 予測の基本的な手法 イ 河川については農薬成分について単純混合式を用いた理数計算 ロ 海域又は湖沼にあつては農薬成分についてシオセアメントー式を用いた理数計算 ハ 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 第三調第三号の調査地域のうへ、農薬成分の拡散の特性を踏まえて農薬の濃度に係る環境影響を受けるおそれがある地域。</p> <p>三 予測地点 農薬成分の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における農薬濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点。</p> <p>四 予測の期間等 施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期。</p>
<p>水質の有害物質に限る）</p>	<p>水質の有害物質に限る） 火力発電所設置事業 施設の稼働（排水）</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 有害物質濃度の状況</p> <p>ロ 状況</p> <p>一 調査の基本的な手法 文庫その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報は、環境基準において定められた人の健康保護に係る水質の指標についての測定方法。</p> <p>二 調査地域 流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて有害物質に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流地域で当該地域の有害物質濃度の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域。</p> <p>三 調査地点 流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点。</p> <p>四 調査期間等 流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期。</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 第三調第三号の調査地域のうへ、流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて有害物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域。</p> <p>三 予測地点 流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点。</p> <p>四 予測の期間等 施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期。</p>

<p>有害物質の土壌の有</p> <p>一 道路事業 切土等の工事による一時的な影響</p> <p>二 鉄道建設事業 切土等の工事による一時的な影響</p> <p>三 風力発電所設置事業 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>四 水力発電所設置事業 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>五 太陽電池発電所設置事業 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>六 最終処分場設置事業 最終処分場の設置工事</p> <p>七 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>八 レクリエーション施設建設事業 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>九 工場事業場用地造成事業 造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 河川における有害物質濃度の状況 ロ 流況 ハ 切土及び盛土の土壌中の有害物質濃度の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び評価。この場合において、前号イの調査については環境基準において定められた人の健康の保護に係る水質の汚濁についての測定の方法、前号ハの調査については土壌汚染に係る環境基準において定められた物質に係る汚染についての測定の方法。</p> <p>三 調査地域 流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 水底の泥土及びその調査時の流量 ロ 浮遊物質の沈降の状況 ハ 濁度又は浮遊物質濃度の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び評価。この場合において、前号イの調査については環境基準に定められた浮遊物質に係る水質汚濁についての測定の方法。</p> <p>三 調査地域 流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて水底の泥土に係る環境影響を受けるおそれがあると思われる地域並びに当該地域より上流地域で当該流域の水底の泥土の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>四 調査地点 流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて前号の調査地域における水底の泥土に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて前号の調査地域における水底の泥土に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を遡ることのできる期間及び時期</p>	<p>一 調査すべき情報 有害物質に係る底質の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び評価</p> <p>三 調査地域 施設工事を行う区域</p> <p>四 調査地点 前号の調査地域における底質の状況を把握するために</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引及又は解析</p> <p>二 予測地域 第三調査三号の調査地域のみ、流域の特性及び有害物質の拡散特性を踏まえて土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点 流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を明確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象期間等 土砂の発生が見込まれる期間</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引及又は解析</p> <p>二 予測地域 第三調査三号の調査地域のみ、流域の特性及び有害物質の拡散特性を踏まえて土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点 流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を明確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象期間等 事業活動が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 堆積物移動に関する解析は事例の引用若しくは解析</p> <p>二 予測地域 第三調査三号の調査地域のみ、流域の特性及び水底の泥土の特性を踏まえて水底の泥土に係る環境影響を受けるおそれがあると思われる地域</p> <p>三 予測地点 流域の特性及び水底の泥土の特性を踏まえて前号の予測地域における水底の泥土の特性に係る環境影響を明確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象期間等 施設の使用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引及又は解析</p> <p>二 予測地域 有害物質の拡散の特性を踏まえて建設機械の稼働による有害物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点 有害物質の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における有害物質に係る環境影響を明確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象期間等</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>地下水の 水位</p>	<p>一 河川事業 切土工等の工事による一時的な影響</p> <p>二 湖沼水位調節施設建設事業 築堤の工事</p> <p>三 放水路事業 掘削の工事</p> <p>四 鉄道建設事業 切土工等の工事による一時的な影響</p> <p>五 風力発電所設置事業 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>六 水力発電所設置事業 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>七 太陽電池発電所設置事業 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>八 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>九 レクリエーション施設建設事業 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>十 工場事業場用地造成事業 造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>五 調査期間等 原則として底質の採集を把握するために適切かつ効果的な時期に一回</p> <p>一 調査すべき情報 イ 地下水の水位の状況 ロ 地質の状況 ハ 河川の水位の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文庫その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び分析</p> <p>三 調査地域 地質の特性を踏まえて地下水の水位に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 地質の特性を踏まえて前方の調査地域における地下水の水位に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 地質の特性を踏まえて第三号の調査地域における地下水の水位に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な前開及び時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 地下水の水位に関する解析は事例の引用若しくは解析</p> <p>二 予測地域 第三号第三号の調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の水位に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 地質の特性を踏まえて前方の予測地域における地下水の水位に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 工事による地下水の水位に係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>地下水の 塩素イオン濃度</p>	<p>一 ダム事業 ダムの供用及び洪水地の存在</p> <p>二 堰の供用及び洪水区域の存在</p> <p>三 湖沼水位調節施設建設事業 水門の供用</p> <p>四 放水路事業 放水路の存在及び供用</p> <p>五 鉄道建設事業 鉄道施設の存在</p> <p>六 公有水面埋立事業 埋立地又は土拓地の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 地下水の水位の状況 ロ 地質の状況 ハ 河川の水位の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文庫その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び分析</p> <p>三 調査地域 地質の特性を踏まえて地下水の水位に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 地質の特性を踏まえて前方の調査地域における地下水の水位に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 地質の特性を踏まえて第三号の調査地域における地下水の水位に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な前開及び時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 地下水の水位に関する解析は事例の引用若しくは解析</p> <p>二 予測地域 第三号第三号の調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の水位に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 地質の特性を踏まえて前方の予測地域における地下水の水位に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 地下水の水位に係る環境影響が定常状態になる時期</p>
<p>地下水の 有害物質</p>	<p>一 風力発電所設置事業 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>二 水力発電所設置事業 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>三 太陽電池発電所設置事業 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>四 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>五 レクリエーション施設建設事業 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>六 工場事業場用地造成事業 造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 地下水の有害物質濃度の状況 ロ 地下水の水位の状況 ハ 地質の状況</p> <p>二 地下水の利用の状況</p> <p>三 調査の基本的な手法 文庫その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び分析</p> <p>四 調査地域 地質の特性を踏まえて地下水の有害物質濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>五 調査地点 地質の特性を踏まえて前方の調査地域における地下水の有害物質濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>六 調査期間等 地質の特性を踏まえて第三号の調査地域における地下水の有害物質濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な前開及び時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 有害物質の取支に関する解析は事例の引用若しくは解析</p> <p>二 予測地域 第三号第三号の調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の有害物質濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 地質の特性を踏まえて前方の予測地域における地下水の有害物質濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 工事による地下水の有害物質濃度に係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>最終処分場設置事業 廃棄物の埋立て</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 地下水の有害物質濃度の状況 ロ 地下水の水位の状況</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 地下水の有害物質濃度の状況 ロ 地下水の水位の状況</p>	<p>一 予測の基本的な手法 有害物質の取支に関する解析は事例の引用若しくは解析</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ハ 地質の状況 ニ 地下水の利用の状況 二 調査の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> イ 文庫その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び評価 三 調査地域 <ul style="list-style-type: none"> ハ 地質の特性を踏まえて地下水の有害物質濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 <ul style="list-style-type: none"> ハ 地質の特性を踏まえて別の調査地域における地下水の有害物質濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 <ul style="list-style-type: none"> ハ 地質の特性を踏まえて第三号の調査地域における地下水の有害物質濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期 	<ul style="list-style-type: none"> 一 予測地域 <ul style="list-style-type: none"> 第三号第三号の調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の有害物質濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 <ul style="list-style-type: none"> ハ 地質の特性を踏まえて別の調査地域における地下水の有害物質濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象期間等 <ul style="list-style-type: none"> ハ 地下水の有害物質濃度に係る環境影響が定常状態となる時期
<p>地下水の流れ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 最終処分場設置事業 一 最終処分場の掘削工事 二 最終処分場の存在 	<ul style="list-style-type: none"> 一 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> イ 地下水の状況 ロ 地下水の利用状況 ハ 地形及び地質の状況 二 調査の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> イ 文庫その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び評価 三 調査地域 <ul style="list-style-type: none"> ハ 水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて地下水の流れに係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 <ul style="list-style-type: none"> ハ 水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて調査地域における地下水の流れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 <ul style="list-style-type: none"> ハ 水象の特性を踏まえて調査地域における地下水の流れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期 	<ul style="list-style-type: none"> 一 予測の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> イ 事例の引用又は解析 二 予測地域 <ul style="list-style-type: none"> ハ 調査地域のうち、水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて地下水の流れに係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測地点 <ul style="list-style-type: none"> ハ 水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて調査地域における地下水の流れに係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象期間等 <ul style="list-style-type: none"> ハ 工事による地下水の流れに係る環境影響が最大となる時期及び事業活動が定常状態となる時期
<p>流向及び流速</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 風力発電所設置事業 <ul style="list-style-type: none"> イ 造成等の影響による一時的な影響 二 太陽電池発電所設置事業 <ul style="list-style-type: none"> イ 造成等の影響による一時的な影響 	<ul style="list-style-type: none"> 一 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> イ 流況の状況 二 調査の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> イ 文庫その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び評価 三 調査地域 <ul style="list-style-type: none"> ハ 流況の特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 <ul style="list-style-type: none"> ハ 流況の特性を踏まえて別の調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 <ul style="list-style-type: none"> ハ 流況の特性を踏まえて第三号の調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期 	<ul style="list-style-type: none"> 一 予測の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> イ 数値モデルによる理論計算又は水理模型実験 二 予測地域 <ul style="list-style-type: none"> 第三号第三号の調査地域のうち、流況の特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象期間等 <ul style="list-style-type: none"> ハ 工事による流向及び流速に係る環境影響が最大となる時期
	<ul style="list-style-type: none"> 一 風力発電所設置事業 二 風力発電所の存在 三 水力発電所設置事業 <ul style="list-style-type: none"> イ 水力発電所の存在 ロ 施設の稼働(混雑水) 四 太陽電池発電所設置事業 <ul style="list-style-type: none"> イ 太陽電池発電所の存在 ロ 工場事業場用地造成事業 ハ 工場等の立地及び土地又は工作物の存在 ニ 工場等における事業活動 	<ul style="list-style-type: none"> 一 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> イ 流況の状況 二 調査の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> イ 文庫その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び評価 三 調査地域 <ul style="list-style-type: none"> ハ 流況の特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 <ul style="list-style-type: none"> ハ 流況の特性を踏まえて別の調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 <ul style="list-style-type: none"> ハ 流況の特性を踏まえて第三号の調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期 	<ul style="list-style-type: none"> 一 予測の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> イ 数値モデルによる理論計算又は水理模型実験 二 予測地域 <ul style="list-style-type: none"> 第三号第三号の調査地域のうち、流況の特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測対象期間等 <ul style="list-style-type: none"> ハ 施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期
<p>重要な地形及び地</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 道路事業 <ul style="list-style-type: none"> イ 工事施工ヤード及び工事用道路の設置 二 ガム事業 <ul style="list-style-type: none"> イ ガムの採掘の工事 ロ 原石の採取の工事 ハ 施工設備及び工事用道路の設置並びに運搬付帯の工事 三 掘削事業 <ul style="list-style-type: none"> イ 掘削の工事 ロ 掘削の工事 ハ 掘削の工事 四 湖沼水位調節施設設置事業 <ul style="list-style-type: none"> イ 堤防の工事 ロ 堤防の工事 ハ 堤防の工事 五 取水施設事業 <ul style="list-style-type: none"> イ 取水を分電する施設の工事 ロ 掘削の工事 	<ul style="list-style-type: none"> 一 調査すべき情報 <ul style="list-style-type: none"> イ 地形及び地質の状況 ロ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性 二 調査の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> イ 文庫その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び評価 三 調査地域 <ul style="list-style-type: none"> ハ 地形及び地質の特性を踏まえて別の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 <ul style="list-style-type: none"> ハ 地形及び地質の特性を踏まえて別の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 <ul style="list-style-type: none"> ハ 地形及び地質の特性を踏まえて第三号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な時期 	<ul style="list-style-type: none"> 一 予測の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> イ 重要な地形及び地質について、分布、成立環境の必要の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 二 予測地域 <ul style="list-style-type: none"> 第三号第三号の調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測対象期間等 <ul style="list-style-type: none"> ハ 工事による重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期

<p>ハ 堤防の工事 六 風力発電所設置事業 造成等の施工による一時的な影響 七 水力発電所設置事業 造成等の施工による一時的な影響 八 大規模電池発電所設置事業 造成等の施工による一時的な影響 九 最終処分場設置事業 最終処分場の設置工事 十 公有水面埋立事業 イ 堤防及び護岸工事 ロ 埋立ての工事 十一 土石の採取事業 木の伐採等</p>	<p>一 道路事業 道路の存在 二 ダム事業 イ ダム堤体の存在 ロ 原土跡地の存在 ハ 道路の存在 ニ ダムの供用及び貯水池の存在 三 堰事業 イ 堰及び護岸の存在 ロ 堰の供用及び貯水池の存在 四 湖沼水位調節施設設置事業 イ 堤防及び水門の存在並びに施設の稼働により発生することになる水底の存在 ロ 水門の供用 五 放水路事業 放水路の存在及び供用 六 鉄道建設事業 鉄道施設の存在 七 風力発電所設置事業 風力発電所の存在 八 水力発電所設置事業 水力発電所の存在 九 大規模電池発電所設置事業 大規模電池発電所の存在 十 最終処分場設置事業 イ 最終処分場の存在 ロ 廃棄物の埋立て 十一 公有水面埋立事業 埋立地又は土留地の存在 十二 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業 敷地の存在 十三 レクリエーション施設建設事業 敷地の存在 十四 工場事業場用地造成事業 工場等の立地及び地又は工作物の存在 十五 土石の採取事業 事業の活動</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 地形及び地質の状況 ロ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 社会事業実施区域及其周辺の区域 四 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて前号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて第三号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 重要な地形及び地質について、分布、成立環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 二 予測地域 第三調第三号の調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測効果時期等 地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>地盤状況 放水路事業 放水路の存在及び供用</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 地下水の水位の低下による地盤沈下の状況 ロ 地下水の水位の状況 ハ 地盤の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 地盤の特性を踏まえて地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を受けるおそれがある認められる地域 四 調査地点 地盤の特性を踏まえて調査地域における地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 地盤の特性を踏まえて調査地域における地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間又は時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 地下水の水位に関する解析又は地盤の圧密に関する解析若しくは事例の引用又は解析 二 予測地域 調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を受けるおそれがある認められる地域 三 予測地点 地質の特性を踏まえて予測地域における地下水の水位の低下による地盤沈下に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測効果時期等 放水路が供用されて地下水の水位が定常状態になる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 地盤の安定性に関する地盤工学の解析若しくは事例の引用又は解析 二 予測地域 第三調第三号の調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて地盤の安定性に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測効果時期等 工事による地盤の安定性による環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>地盤の安定性 一 道路事業 工事施工ヤード及び工事用道路の設置 二 ダム事業 施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付帯の工事 三 風力発電所設置事業 造成等の施工による一時的な影響 四 水力発電所設置事業 造成等の施工による一時的な影響 五 大規模電池発電所設置事業 造成等の施工による一時的な影響 六 土石の採取事業 木の伐採等</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 地形、地質及び地盤の状況 ロ 地盤の安定性の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 社会事業実施区域及其周辺の区域 四 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて前号の調査地域における地盤の安定性に関する環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等</p>	<p>一 予測の基本的な手法 地盤の安定性に関する地盤工学の解析若しくは事例の引用又は解析 二 予測地域 第三調第三号の調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて地盤の安定性に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測効果時期等 工事による地盤の安定性による環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 地盤の安定性に関する地盤工学の解析若しくは事例の引用又は解析 二 予測地域 第三調第三号の調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて地盤の安定性に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測効果時期等 工事による地盤の安定性による環境影響を的確に把握できる時期</p>

	<p>一 道路事業 道路の存在</p> <p>二 ダム事業 イ ダムの堤体の存在 ロ 原石積地の存在 ハ 道路の存在 ニ ダムの供用及び放水池の存在</p> <p>三 掘削事業 イ 掘削及び護岸の存在 ロ 堀の供用及び排水区域の存在</p> <p>四 湖沼水位調節施設設置事業 イ 堤防及び水門の存在並びに施設の稼働により露出することとなる水底の存在 ロ 水門の供用</p> <p>五 放水路事業 放水路の存在及び供用</p> <p>六 鉄道建設事業 鉄道施設の存在</p> <p>七 風力発電所設置事業 風力発電所の存在</p> <p>八 水力発電所設置事業 水力発電所の存在</p> <p>九 太陽電池発電所設置事業 太陽電池発電所の存在</p> <p>十 最終処分場設置事業 イ 最終処分場の存在 ロ 廃棄物の埋立て</p> <p>十一 公有水理理立事業 開立地又は土留地の存在</p> <p>十二 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業 敷地の存在</p> <p>十三 レクリエーション施設建設事業 敷地の存在</p> <p>十四 工場事業場用地造成事業 工場等の立地及び土留又は工作物の存在</p> <p>十五 土石の採取事業 事業の活動</p>	<p>地形及び地質の特性を踏まえて第三号の調査地域における地盤の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な時期</p> <p>一 調査すべき情報 イ 地形、地質及び地盤状況 ロ 地盤の安定性の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて前号の調査地域における地盤の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて第三号の調査地域における地盤の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 地盤の安定性に関する地盤工学的解析若しくは事例の引用又は参照</p> <p>二 予測地域 第三号第三号の調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて地盤の安定性に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等 地形及び地質の特性を踏まえて地盤の安定性に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
日照阻害	<p>一 道路事業 道路（地上式）の存在</p> <p>二 鉄道建設事業 鉄道施設（地上式）の存在</p> <p>三 風力発電所設置事業 風力発電所の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 土地利用の状況 ロ 地形の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理</p> <p>三 調査地域 土地利用及び地形の特性を踏まえて日照阻害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査期間等 土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握することとなる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 等時間日影線を描いた日影図の作成</p> <p>二 予測地域 第三号第三号の調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえて日照阻害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 土地利用及び地形の特性を踏まえて日照阻害に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 施設が完工する時点</p>
風車の影	<p>風力発電所設置事業 施設の稼働</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 土地利用の状況 ロ 地形の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 土地利用の状況及び地形の特性を踏まえて風車の影に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 土地利用の状況及び地形の特性を踏まえて前号の調査地域における風車の影に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握することとなる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 等時間日影線を描いた日影図の作成</p> <p>二 予測地域 第三号第三号の調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえて風車の影に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 土地利用の状況及び地形の特性を踏まえて前号の調査地域における風車の影に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び風車の影に係る環境影響が最大となる時期</p>
電波障害	<p>風力発電所設置事業 一 風力発電所の存在 二 施設の稼働</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 電波の発信状況 ロ 電波の受信状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 電波の伝播の特性を踏まえて電波受信に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 電波の伝播の特性を踏まえて前号の調査地域における電波受信に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 電波の伝播の特性を踏まえて第三号の調査地域における電波受信に係る環境影響を予測し、及び評価するために</p>	<p>一 予測の基本的な手法 実用式によるコンヒューク・シミュレーション又は事例の引用若しくは解析</p> <p>二 予測地域 第三号第三号の調査地域のうち、電波の伝播の特性を踏まえて電波受信に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点 電波の伝播の特性を踏まえて前号の予測地域における電波受信に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>

<p>反射光</p> <p>大 発電池発電所設置事業 大 発電池発電所の存在</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 土地利用の状況 ロ 地形の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文庫その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び評価</p> <p>三 調査地域 反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 反射光の特性を踏まえて沿岸の調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 反射光の特性を踏まえて第三号の調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引又は解析</p> <p>二 予測地域 第三調第三号の調査地域のうち、反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点 反射光の特性を踏まえて前号の予測地域における反射光に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象期間等 反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を的確に把握できる期間</p>
<p>重要動物 物種及び注目すべき生息地（海域に生息する動物を係）</p> <p>一 道路事業 イ 建設機械の稼働 ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ハ 切土工等の工事による一時的な影響</p> <p>二 工事施工ヤード及び工事用道路の設置</p> <p>二 ダム事業 イ ダムの躯体の工事 ロ 原石の採取の工事 ハ 施工設備及び工事用道路の設置並びに運搬付替の工事</p> <p>三 堰事業 イ 堰の工事 ロ 護岸の工事 ハ 掘削の工事</p> <p>四 湖沼水位調節施設建設事業 イ 堤防の工事 ロ 水門の工事 ハ 深堀の工事</p> <p>五 放水路事業 イ 放水を分流させる施設の工事 ロ 掘削の工事 ハ 堤防の工事</p> <p>六 鉄道建設事業 イ 建設機械の稼働 ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ハ 切土工等の工事による一時的な影響</p> <p>七 風力発電所設置事業 イ 建設機械の稼働 ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ハ 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>八 水力発電所設置事業 イ 建設機械の稼働 ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ハ 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>九 大 発電池発電所設置事業 イ 建設機械の稼働 ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ハ 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>十 最終処分場設置事業 イ 建設機械の稼働 ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ハ 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>十一 公有水面埋立事業 イ 堤防及び護岸の工事 ロ 埋立ての工事</p> <p>十二 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業 イ 建設機械の稼働 ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ハ 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>十三 レクリエーション施設建設事業 イ 建設機械の稼働 ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ハ 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>十四 工場事業場用地造成事業 イ 建設機械の稼働 ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ハ 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>十五 土石の採取事業 木の伐採等</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 脊椎動物、昆虫類その他主な陸生動物に係る動物相の状況 ロ 主な水生動物に係る動物相の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文庫その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び評価</p> <p>三 調査地域 水生動物については、対象事業実施区域及びその周辺区域並びに対象事業実施区域下流の地域、当該事業工事の実施によるその生息環境が環境影響を受けるおそれがあると思われる地域</p> <p>四 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて前号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて第三号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引又は解析</p> <p>二 予測地域 第三調第三号の調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象期間等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき</p>

<ul style="list-style-type: none"> イ 堰及び護岸の存在 ロ 堰の供用及供用区域の存在 四 湖沼水位調節施設設置事業 イ 堤防及び水門の存在並びに施設の稼働により発生することになる水底の存在 ロ 水門の供用 五 放水路事業 放水路の存在及び供用 六 鉄道建設事業 イ 鉄道施設の存在 列車の走行 七 風力発電所設置事業 イ 風力発電所の存在 施設の稼働 八 水力発電所設置事業 イ 水力発電所の存在 施設の稼働(排水、温排水及び機油等の稼働等) ハ 資材等の搬出入 九 大規模発電所設置事業 大規模発電所の存在 十 最終処分場設置事業 イ 最終処分場の存在 ロ 廃棄物の埋立て 十一 公有水面埋立事業 埋立地又は干拓地の存在 十二 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業 イ 敷地の存在 ロ 構造物の存在 ハ 利用自動車の実行 十三 レクリエーション施設建設事業 イ 敷地の存在 ロ 構造物の存在及び施設の利用 ハ 利用自動車の実行 十四 工場事業場用地造成事業 イ 工場等の立地及び土地又は工作物の存在 ロ 工場等における事業活動 ハ 製品の運搬その他の車両の運行 十五 土石の採取事業 イ 事業の活動 ロ 土石の運搬その他の車両の運行 	<p>海風に生息する動物</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 風力発電所設置事業 造成等の施工による一時的な影響 二 水力発電所設置事業 造成等の施工による一時的な影響 三 大規模発電所設置事業 造成等の施工による一時的な影響 四 公有水面埋立事業 イ 堤防及び護岸工事 ロ 埋立ての工事 五 工場事業場用地造成事業 造成等の施工による一時的な影響 	<ul style="list-style-type: none"> 一 風力発電所設置事業 風力発電所の存在 二 水力発電所設置事業 イ 水力発電所の存在 ロ 施設の稼働(排水、温排水及び機油等の稼働等) 三 大規模発電所設置事業 大規模発電所の存在 四 公有水面埋立事業 埋立地又は干拓地の存在 五 工場事業場用地造成事業 イ 工場等の立地及び土地又は工作物の存在 ロ 工場等における事業活動 	<p>業の用に供する施設が存在することによる生息環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ロ 水生動物以外の動物については、対象事業実施区域及びその周辺区域 四 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて前号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するため適切かつ効果的な地点又は経路 五 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて第三号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するため適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯 	<ul style="list-style-type: none"> 一 調査すべき情報 イ 魚等の遊泳動物、湖沼群生物(動物)、底生動物(動物)、動物プランクトン、卵・稚生(以下「水生動物」という。)の主な種類及び分布の状況 ロ 干潟、藻場の分布及びそこにおける動物の生息環境の状況 ハ 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況 二 調査の基本的な手法 文庫その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該資料の整理及び分析 三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域 四 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて前号の調査地域における水生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するため適切かつ効果的な地点又は経路 五 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて第三号の調査地域における水生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するため適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯 	<ul style="list-style-type: none"> 一 調査すべき情報 イ 水生動物の主な種類及び分布の状況 ロ 干潟、藻場の分布及びそこにおける動物の生息環境の状況 ハ 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況 二 調査の基本的な手法 文庫その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該資料の整理及び分析 三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域 四 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて前号の調査地域における水生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するため適切かつ効果的な地点又は経路 五 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて第三号の調査地域における水生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するため適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯 	<p>生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一 予測の基本的な手法 水生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の分布の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 二 予測地域 第三調第三号の調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて水生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けらるおそれがある地域 三 予測対象期間等 工事による水生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期 	<ul style="list-style-type: none"> 一 予測の基本的な手法 水生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の分布の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 二 予測地域 第三調第三号の調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて水生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けらるおそれがある地域 三 予測対象期間等 動物の生息の特性を踏まえて水生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>重要な植物種及び生育する種(海成を除く)</p> <p>一 道路事業 イ 切土工等の工事による一時的な影響 ロ 工事施工ヤマト及び工事用道路の設置</p> <p>二 ダム事業 イ ダムの堤体の工事 ロ 原石の採取の工事 ハ 施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付帯の工事</p> <p>三 堰事業 イ 堰の工事 ロ 護岸の工事 ハ 潮間川の工事</p> <p>四 湖沼水位調節施設設置事業 イ 堤防の工事 ロ 水門の工事 ハ 放水路の工事</p> <p>五 放水路事業 イ 洪水を分洩させる施設の工事 ロ 潮間川の工事 ハ 堤防の工事</p> <p>六 鉄道建設事業 イ 切土工等の工事による一時的な影響</p> <p>七 風力発電所設置事業 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>八 水力発電所設置事業 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>九 太陽電池発電所設置事業 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>十 最終処分場設置事業 最終処分場の設置工事</p> <p>十一 公有水面埋立事業 イ 堤防及び護岸工事 ロ 埋立ての工事</p> <p>十二 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>十三 レクリエーション施設建設事業 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>十四 工場事業場用地造成事業 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>十五 土石の採取事業 木の伐採等</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 種子植物その他主な植物に関する植物種及び種生の状況 ロ 重要な種及び重要な群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該群落の整理及び評価</p> <p>三 調査地域 イ 水生植物については、対象事業実施区域及びその周辺区域並びに対象事業実施区域下流の地域、当該事業の実施によつてその生育環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 ロ 水生植物以外の種については、対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点 植物の生育及び種生の特性を踏まえて前方の調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するため適切かつ効果的な地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 植物の生育及び種生の特性を踏まえて第三号の調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するため適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 重要な種及び重要な群落について、分布又は生育環境の改善の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 第三調第三号の調査地域のうち、植物の生育及び種生の特性を踏まえて重要な種及び重要な群落に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象期間等 工事による重要な種及び重要な群落に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>一 道路事業 道路の存在</p> <p>二 ダム事業 イ ダム堤体の存在 ロ 原石跡地の存在 ハ 道路の存在 ニ ダムの供用及び貯水池の存在</p> <p>三 堰事業 イ 堰及び護岸の存在 ロ 堰の供用及び排水区域の存在</p> <p>四 湖沼水位調節施設設置事業 イ 堤防及び水門の存在並びに施設の稼働により露出することになる水底の存在 ロ 水門の供用</p> <p>五 放水路事業 放水路の存在及び供用</p> <p>六 鉄道建設事業 鉄道施設の存在</p> <p>七 風力発電所設置事業 風力発電所の存在</p> <p>八 水力発電所設置事業 イ 水力発電所の存在 ロ 施設の稼働(非冷却型温水)</p> <p>九 太陽電池発電所設置事業 太陽電池発電所の存在</p> <p>十 最終処分場設置事業 イ 最終処分場の存在 ロ 廃棄物の埋立て</p> <p>十一 公有水面埋立事業 埋立地又は干拓地の存在</p> <p>十二 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業 敷地の存在</p> <p>十三 レクリエーション施設建設事業 敷地の存在</p> <p>十四 工場事業場用地造成事業 イ 工場等の立地及び土地又は工作物の存在 ロ 工場等における作業活動</p> <p>十五 土石の採取事業 事業の活動</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 種子植物その他主な植物に関する植物種及び種生の状況 ロ 重要な種及び重要な群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該群落の整理及び評価</p> <p>三 調査地域 イ 水生植物については、対象事業実施区域及びその周辺区域並びに対象事業実施区域下流の地域、当該事業の供用に伴う施設の存在によつてその生育環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 ロ 水生植物以外の種については、対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点 植物の生育及び種生の特性を踏まえて前方の調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するため適切かつ効果的な地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 植物の生育及び種生の特性を踏まえて第三号の調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するため適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 重要な種及び重要な群落について、分布又は生育環境の改善の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 第三調第三号の調査地域のうち、植物の生育及び種生の特性を踏まえて重要な種及び重要な群落に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象期間等 植物の生育及び種生の特性を踏まえて重要な種及び重要な群落に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>海成に生育する種</p> <p>一 風力発電所設置事業 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>二 水力発電所設置事業 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>三 太陽電池発電所設置事業 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>四 公有水面埋立事業</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 潮間帯生物(種物、海藻類及び植物プランクトン(以下「潮生植物」とい。))の主な種及び分布の状況 ロ 干潟、藻場の分布及びそこにおける植物の生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p>	<p>一 予測の基本的な手法 海生植物及び干潟、藻場について、分布又は生育環境の改善の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 第三調第三号の調査地域のうち、植物の生育の特性を踏まえて海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境並びに重要な種及び注目すべき生育地に係る環境影響</p>

<p>イ 堤防及び護岸の工事 ロ 埋立ての工事</p> <p>五 工場事業場用地造成事業 造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>文庫等の他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び分析</p> <p>三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点 植物の生育の特性を踏まえて前号の調査地域における海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な調査又は経路</p> <p>五 調査期間等 植物の生育の特性を踏まえて第三号の調査地域における海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境への影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>を受けるそれぞれがある地域</p> <p>三 予測対象期間等 工事による海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>一 風力発電所設置事業 風力発電所の存在</p> <p>二 水力発電所設置事業 水力発電所の存在</p> <p>イ 施設の稼働(排水及び温排水)</p> <p>三 大規模発電所設置事業 大規模発電所の存在</p> <p>四 公有水面埋立事業 埋立地又は干拓地の存在</p> <p>五 工場事業場用地造成事業 イ 工場等の立地及び土地又は作物の存在 ロ 工場等における作業活動</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 海生植物の主な種別及び分布の状況 ロ 干潟、藻場の分布及びそこにおける植物の生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文庫等の他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び分析</p> <p>三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点 植物の生育の特性を踏まえて前号の調査地域における海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な調査又は経路</p> <p>五 調査期間等 植物の生育の特性を踏まえて第三号の調査地域における海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境への影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 海生植物及び干潟、藻場について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 第三号第三号の調査地域のうち、植物の生育の特性を踏まえて海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境並びに調査種及び注目すべき生育地に係る環境影響を受けらるそれぞれがある地域</p> <p>三 予測対象期間等 植物の生育の特性を踏まえて海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>地蔵を符 徴づける 生態系</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 動植物その他の自然環境に係る概況 ロ 当該生態系を特徴づける複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生育環境若しくは生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文庫等の他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び分析</p> <p>三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて前号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路</p> <p>五 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて第三号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生育環境又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 第三号第三号の調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けらるそれぞれがある地域</p> <p>三 予測対象期間等 工事による注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>

<p>ハ 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>十五 土石の採取事業 木の伐採等</p>	<p>一 道路事業 イ 道路の存在 ロ 自動車の走行 ハ 休憩所の供用</p> <p>二 ダム事業 イ タム堤体の存在 ロ 原石跡地の存在 ハ 道路の存在 ニ タムの供用及び水池の存在</p> <p>三 堰事業 イ 堰及び護岸の存在 ロ 堰の供用及び堰区域の存在</p> <p>四 湖沼水位調節施設設置事業 イ 堤防及び水門の存在並びに施設の稼働により露出することになる水底の存在 ロ 水門の供用</p> <p>五 放水路事業 放水路の存在及び供用</p> <p>六 鉄道建設事業 鉄道施設の存在 ロ 列車の走行</p> <p>七 風力発電所設置事業 風力発電所の存在</p> <p>八 水力発電所設置事業 イ 水力発電所の存在 ロ 施設の稼働(搬送等の稼働)</p> <p>九 大備電池発電所設置事業 大備電池発電所の存在</p> <p>十 最終処分場設置事業 イ 最終処分場の存在 ロ 廃棄物の理立て</p> <p>十一 公有水面埋立事業 埋立地又は土拓地の存在</p> <p>十二 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業 イ 敷地の存在 ロ 構造物の存在及び施設の利用 ハ 利用自動車の走行</p> <p>十三 レクリエーション施設建設事業 イ 敷地の存在 ロ 構造物の存在及び施設の利用 ハ 利用自動車の走行</p> <p>十四 工場事業場用建設事業 イ 工場等の立地及び土庫又は工作物の存在 ロ 工場等における事業活動</p> <p>十五 製品の運搬その他の車両の運行 イ 土石の採取事業 事業の活動 ロ 土石の運搬その他の車両の運行</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 動植物その他の自然環境に係る概況 ロ 当該生態系を特徴づける複数の注目種等の生息、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生息環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文庫その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種の特性を踏まえて前号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種の特性を踏まえて第三号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 主要な眺望点の状況 ロ 眺望資源の状況 ハ 主要な眺望景観の状況 ニ 主要な眺望景観の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文庫その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点 調査地域における景観の特性を踏まえて前号の調査地域における主要な眺望点及び眺望資源、主要な眺望景観(主要な眺望景観)に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 調査地域における景観の特性を踏まえて前号の調査地域における主要な眺望点及び眺望資源、主要な眺望景観(主要な眺望景観)に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 注目種等について、分布生息環境又は生育環境の浸透の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 第三調査三号の調査地域のほか、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 イ 主要な眺望点及び眺望資源について、分布の浸透の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 ロ 主要な眺望景観及び主要な眺望景観について、完成予測(フォトモンタージュ)法その他の視覚的表現手法</p> <p>二 予測地域 第三調査三号の調査地域のほか、調査地域における景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び眺望資源、主要な眺望景観(主要な眺望景観)に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時間等 調査地域における景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び眺望資源、主要な眺望景観(主要な眺望景観)に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>十四ロ 構造物の存在及び建設の利用</p> <p>十四イ 工場事業場用地造成事業</p> <p>十五ロ 工場等の立地及び土地又は工作物の存在</p> <p>十五イ 工場等における産業活動</p> <p>十五ロ 土石の採取事業</p> <p>事業の活動</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 人と自然との触れ合いの活動の場の状況</p> <p>ロ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況、求められる持続性</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文庫その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて前号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切な効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて第三号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切な効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>イ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改善の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>ロ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、求められる持続性を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三調査三号の調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>工事による人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場</p> <p>一 ダム事業</p> <p>イ ダムの堤体の工事</p> <p>ロ 原石の採取の工事</p> <p>ハ 施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付替の工事</p> <p>二 堰事業</p> <p>イ 堰の工事</p> <p>ロ 護岸の工事</p> <p>ハ 掘削の工事</p> <p>三 湖沼水位調節施設建設事業</p> <p>イ 堤防の工事</p> <p>ロ 水門の工事</p> <p>ハ 放水路の工事</p> <p>四 放水路事業</p> <p>イ 洪水を分流させる施設の工事</p> <p>ロ 掘削の工事</p> <p>ハ 堤防の工事</p> <p>五 風力発電所設置事業</p> <p>イ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>ロ 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>六 水力発電所設置事業</p> <p>イ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>ロ 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>七 太陽電池発電所設置事業</p> <p>イ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>ロ 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>八 最終処分場設置事業</p> <p>イ 最終処分場の設置の工事</p> <p>九 公有水面埋立事業</p> <p>ロ 堤防及び護岸の工事</p> <p>理立ての工事</p> <p>十 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業</p> <p>イ 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>レクリエーション施設建設事業</p> <p>イ 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>十二 工場事業場用地造成事業</p> <p>イ 造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 人と自然との触れ合いの活動の場の状況</p> <p>ロ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況、求められる持続性</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文庫その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて前号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切な効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて第三号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切な効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>イ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改善の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>ロ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、求められる持続性を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三調査三号の調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>工事による人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>一 道路事業</p> <p>道路の存在</p> <p>二 ダム事業</p> <p>イ ダム堤体の存在</p> <p>ロ 原石跡地の存在</p> <p>ハ 道路の存在</p> <p>ニ ダム供用及び貯水池の存在</p> <p>三 堰事業</p> <p>イ 堰及び護岸の存在</p> <p>ロ 堰の存在及び貯水池の存在</p> <p>四 湖沼水位調節施設建設事業</p> <p>イ 堤防及び水門の存在並びに施設の稼働により露出することになる水底の存在</p> <p>ロ 水門の供用</p> <p>五 放水路事業</p> <p>放水路の存在及び供用</p> <p>六 風力発電所設置事業</p> <p>イ 風力発電所の存在</p> <p>ロ 施設の稼働（機械等の稼働）</p> <p>ハ 資材等の搬出入</p> <p>七 水力発電所設置事業</p> <p>イ 水力発電所の存在</p> <p>ロ 施設の稼働（機械等の稼働）</p> <p>八 太陽電池発電所設置事業</p> <p>イ 太陽電池発電所の存在</p> <p>ロ 施設の稼働</p> <p>九 鉄道建設事業</p> <p>イ 鉄道施設の存在</p> <p>十 最終処分場設置事業</p> <p>イ 最終処分場の存在</p> <p>ロ 廃棄物の理立て</p> <p>十一 公有水面埋立事業</p> <p>理立地又は土拓地の存在</p> <p>十二 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業</p> <p>イ 敷地の存在</p> <p>ロ 敷地の存在</p> <p>十三 レクリエーション施設建設事業</p> <p>イ 敷地の存在</p> <p>ロ 敷地の存在及び建設の利用</p> <p>十四 工場事業場用地造成事業</p> <p>イ 工場等の立地及び土地又は工作物の存在</p> <p>ロ 工場等における産業活動</p> <p>十五 土石の採取事業</p> <p>事業の活動</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 人と自然との触れ合いの活動の場の状況</p> <p>ロ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況、求められる持続性</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文庫その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて前号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切な効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて第三号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切な効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>イ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改善の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>ロ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、求められる持続性を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三調査三号の調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>工事による人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>

<p>建設工事に伴う副産物</p> <p>一 道路事業 切土工等の工事による一時的な影響</p> <p>二 ダム事業 イ ダムの堤体の工事 ロ 原石の採取の工事 ハ 施工設備及び専用道路の設置並に運搬待機の工事</p> <p>三 掘削事業 イ 掘削の工事 ロ 護岸の工事 ハ 掘削の工事</p> <p>四 湖沼水位調節施設建設事業 イ 堤防の工事 ロ 水門の工事 ハ 遊水池の工事</p> <p>五 放水橋事業 イ 洪水を分流させる施設の工事 ロ 掘削の工事</p> <p>六 鉄道建設事業 切土工等の工事による一時的な影響</p> <p>七 最終処分場設置事業 最終処分場の設置の工事</p> <p>八 公有水面埋立事業 堤防及び護岸の工事</p> <p>九 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>十 レクリエーション施設建設事業 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>十一 工場事業場用地造成事業 造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>産業廃棄物</p> <p>一 火力発電所設置事業 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>二 大規模電池発電所設置事業 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>三 風力発電所設置事業 造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>火力発電所設置事業 廃棄物の発生</p>	<p>大規模電池発電所設置事業 大規模電池発電所の発生</p>	<p>工場事業場用地造成事業 工場等における事業活動</p>	<p>残土</p> <p>一 風力発電所設置事業 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>二 火力発電所設置事業 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>三 大規模電池発電所設置事業 造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>二酸化炭素(フロン)削減(炭素)削減</p> <p>道路事業</p> <p>一 建設機械の稼働</p> <p>二 資材及び機械S領域に用いる車両の走行</p> <p>三 切土工等の工事による一時的な影響</p> <p>四 工事施工ヤード及び工事用道路の設置</p> <p>五 自動車の走行</p> <p>六 休憩所の供用</p> <p>一 調査すべき情報 イ 温室効果ガスの排出(以下「排出等」という)を回避し、若しくは低減するための技術又はエネルギー使用量を削減するための対策の内容及び効果等 ロ 関係法令、計画等 ハ その他必要な情報 二 調査の基本的な手法 文庫その他の資料収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>一 予測の基本的な手法 建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生及び処分状況の把握</p> <p>二 予測地域 対象事業実施区域</p> <p>三 予測対象時期等 工事期間</p>	<p>一 予測の基本的な手法 産業廃棄物の種類ごとの排出量の把握</p> <p>二 予測地域 対象事業実施区域</p> <p>三 予測対象時期等 工事期間</p>	<p>一 予測の基本的な手法 産業廃棄物の種類ごとの排出量の把握</p> <p>二 予測地域 対象事業実施区域</p> <p>三 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び廃棄物に係る環境影響が最大となる時期(最大となる時期を設定することができない場合に限る。)</p>	<p>一 予測の基本的な手法 イ 産業廃棄物の種類ごとの排出量の把握 ロ 適宜の処理・処分の方策の把握</p> <p>二 予測地域 対象事業実施区域</p> <p>三 予測対象時期等 イ 発電事業に係る設備更新時 ロ 発電事業の終了時</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事業活動に伴い発生する廃棄物の種類ごとの発生の特性の把握</p> <p>二 予測地域 対象事業実施区域</p> <p>三 予測対象時期等 事業活動が定常状態となる時期及び廃棄物に係る環境影響が最大となる時期(最大となる時期を設定することができない場合に限る。)</p>	<p>一 予測の基本的な手法 残土の排出量の把握</p> <p>二 予測地域 対象事業実施区域</p> <p>三 予測対象時期等 工事期間</p>	<p>一 予測の基本的な手法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、排出等される温室効果ガスの量を計算する。また、方法S選定の理由を明らかにする。 予測の信頼性は、当該事業及その他の活動(原料の調達、運送、貯蔵、廃棄等)による排出等される温室効果ガスの量と一致する。 イ 温室効果ガスの排出等(温室エネルギー使用量の係数を適用して算出する方法) ロ 類似事例を参考にする方法 ハ その他の適切な方法</p> <p>二 予測地域 対象事業実施区域及び温室効果ガスの排出量に変化を及ぼす可能性のある地域</p> <p>三 予測対象時期等 イ 工事中期間 ロ 供用後(自動車交通量及び事業活動が定常状態と</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------	-------------------------------------	------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>一 ダム事業</p> <p>イ ダムの本体の工事</p> <p>ロ 原石の採取の工事</p> <p>ハ 施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付帯の工事</p> <p>二 堰事業</p> <p>イ 堰の工事</p> <p>ロ 護岸の工事</p> <p>ハ 掘削の工事</p> <p>三 湖沼水位調節施設設置事業</p> <p>イ 堤防の工事</p> <p>ロ 水門の工事</p> <p>ハ 深溝の工事</p> <p>四 放水路事業</p> <p>イ 洪水を分泄させる施設の工事</p> <p>ロ 掘削の工事</p> <p>ハ 堤防の工事</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 温室効果ガスの排出等を回避し、若しくは低減するための対策又はエネルギー使用量を削減するための対策の内容、効果等</p> <p>ロ 関係法令、計画等</p> <p>ハ その他必要な情報</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文庫その他の資料収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>なつた二年間を対象とし、大規模修繕等により排出される温室効果ガスの量については、平均年排出量を算出の上、加算する。）</p> <p>一 予測の基本的な手法</p> <p>次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、排出等される温室効果ガスの量を計算する。また、方法の選定の理由を明らかにする。</p> <p>予測の分類は、当該事業及その他の活動（原料の調達、製造、輸送、廃棄等）による排出等される温室効果ガスの量とする。</p> <p>イ 温室効果ガスの排出等の量 エネルギー使用量の係数を算出して算出する方法</p> <p>ロ 類似事例を参考に算出する方法</p> <p>ハ その他適切な方法</p> <p>二 予測地域</p> <p>対象事業実施区域及び温室効果ガスの排出量に変化を及ぼす可能性のある地域</p> <p>三 予測対象期間等</p> <p>イ 工事期間</p> <p>ロ 供用後（施設の供用が定常態となった二年以上を対象とし、大規模修繕等により排出される温室効果ガスの量については、平均年排出量を算出の上、加算する。）</p>
<p>陸揚建設事業</p> <p>一 建設機械の稼働</p> <p>二 資材及び機械の運搬に用いる車両の走行</p> <p>三 切土工等の工事による一時的な影響</p> <p>四 列車の走行</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 温室効果ガスの排出等を回避し、若しくは低減するための対策又はエネルギー使用量を削減するための対策の内容、効果等</p> <p>ロ 関係法令、計画等</p> <p>ハ その他必要な情報</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文庫その他の資料収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、排出等される温室効果ガスの量を計算する。また、方法の選定の理由を明らかにする。</p> <p>予測の分類は、当該事業及その他の活動（原料の調達、製造、輸送、廃棄等）による排出等される温室効果ガスの量とする。</p> <p>イ 温室効果ガスの排出等の量 エネルギー使用量の係数を算出して算出する方法</p> <p>ロ 類似事例を参考に算出する方法</p> <p>ハ その他適切な方法</p> <p>二 予測地域</p> <p>対象事業実施区域及び温室効果ガスの排出量に変化を及ぼす可能性のある地域</p> <p>三 予測対象期間等</p> <p>イ 工事期間</p> <p>ロ 供用開始から対象とする事業の期間</p>
<p>一 風力発電所設置事業</p> <p>イ 建設機械の稼働</p> <p>ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の走行</p> <p>ハ 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>二 施設の稼働</p> <p>イ 建設機械の稼働</p> <p>ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の走行</p> <p>ハ 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>ホ 施設の稼働（伊勢ス、機械等の稼働）</p> <p>ハ 資材等の搬出入</p> <p>ハ 廃棄物の発生</p> <p>三 太陽電池発電所設置事業</p> <p>イ 建設機械の稼働</p> <p>ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の走行</p> <p>ハ 造成等の施工による一時的な影響</p> <p>二 施設の稼働</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 温室効果ガスの排出等を回避し、若しくは低減するための対策又はエネルギー使用量を削減するための対策の内容、効果等</p> <p>ロ 関係法令、計画等</p> <p>ハ その他必要な情報</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文庫その他の資料収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、排出等される温室効果ガスの量を計算する。また、方法の選定の理由を明らかにする。</p> <p>予測の分類は、当該事業及その他の活動（原料の調達、製造、輸送、廃棄等）による排出等される温室効果ガスの量とする。</p> <p>イ 温室効果ガスの排出等の量 エネルギー使用量の係数を算出して算出する方法</p> <p>ロ 類似事例を参考に算出する方法</p> <p>ハ その他適切な方法</p> <p>二 予測地域</p> <p>対象事業実施区域及び温室効果ガスの排出量に変化を及ぼす可能性のある地域</p> <p>三 予測対象期間等</p> <p>イ 工事期間</p> <p>ロ 発電の運転開始から対象とする事業の期間</p> <p>ハ 発電事業の終了時</p>
<p>最終処分場設置事業</p> <p>一 最終処分場の設置の工事</p> <p>二 廃棄物の埋立て</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 温室効果ガスの排出等を回避し、若しくは低減するための対策又はエネルギー使用量を削減するための対策の内容、効果等</p> <p>ロ 関係法令、計画等</p> <p>ハ その他必要な情報</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文庫その他の資料収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、排出等される温室効果ガスの量を計算する。また、方法の選定の理由を明らかにする。</p> <p>予測の分類は、当該事業及その他の活動（原料の調達、製造、輸送、廃棄等）による排出等される温室効果ガスの量とする。</p> <p>イ 温室効果ガスの排出等の量 エネルギー使用量の係数を算出して算出する方法</p> <p>ロ 類似事例を参考に算出する方法</p> <p>ハ その他適切な方法</p> <p>二 予測地域</p> <p>対象事業実施区域及び温室効果ガスの排出量に変化を及ぼす可能性のある地域</p> <p>三 予測対象期間等</p> <p>イ 工事期間</p> <p>ロ 供用開始から対象とする埋立ての期間</p> <p>ハ 埋立て終了時</p> <p>二 埋立て終了後の施設の管理が定常状態となった二年間</p>
<p>公共水処理事業</p> <p>一 堤防及び護岸の工事</p> <p>二 埋立ての工事</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 温室効果ガスの排出等を回避し、若しくは低減するための対策又はエネルギー使用量を削減するための対策の内容、効果等</p> <p>ロ 関係法令、計画等</p> <p>ハ その他必要な情報</p> <p>二 調査の基本的な手法</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、排出等される温室効果ガスの量を計算する。また、方法の選定の理由を明らかにする。</p> <p>予測の分類は、当該事業及その他の活動（原料の調達、製造、輸送、廃棄等）による排出等される温室効果ガスの量とする。</p>

	<p>文庫その他の資料収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>一 調査すべき情報 イ 温室効果ガスの排出等を回避し、若しくは低減するための対策又はエネルギー使用量を削減するための対策の内容、効果等 ロ 関係法令、計画等 ハ その他必要な情報</p> <p>二 調査の基本的な手法 文庫その他の資料収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>イ 温室効果ガスの排出等の量 エネルギー使用量の係数を基に算出する方法 ロ 類似事例を参考にする方法 ハ その他適切な方法</p> <p>一 予測地域 対象事業実施区域及び温室効果ガスの排出量に変化を及ぼす可能性のある地域</p> <p>三 予測対象期間等 工事期間</p>	<p>一 予測の基本的な手法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、排出等される温室効果ガスの量を予測する。また、方法の選定の理由を明らかにする。 予測の対象は、当該事業及その他の活動（原料の調達、製造、輸送、廃棄等）により排出等される温室効果ガスの量とする。</p> <p>イ 温室効果ガスの排出等の量 エネルギー使用量の係数を基に算出する方法 ロ 類似事例を参考にする方法 ハ その他適切な方法</p> <p>一 予測地域 対象事業実施区域及び温室効果ガスの排出量に変化を及ぼす可能性のある地域</p> <p>三 予測対象期間等 工事期間</p> <p>ロ 供用後（自動車交通量が常態となった二車）</p>
<p>一 土地画整理事業及び住宅団地造成事業 イ 建設機械の稼働 ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の走行 ハ 造成等の施工による一時的な影響 ニ 利用自動車の走行</p> <p>二 レクリエーション施設建設事業 イ 建設機械の稼働 ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の走行 ハ 造成等の施工による一時的な影響 ニ 利用自動車の走行</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 温室効果ガスの排出等を回避し、若しくは低減するための対策又はエネルギー使用量を削減するための対策の内容、効果等 ロ 関係法令、計画等 ハ その他必要な情報</p> <p>二 調査の基本的な手法 文庫その他の資料収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>イ 温室効果ガスの排出等の量 エネルギー使用量の係数を基に算出する方法 ロ 類似事例を参考にする方法 ハ その他適切な方法</p> <p>一 予測地域 対象事業実施区域及び温室効果ガスの排出量に変化を及ぼす可能性のある地域</p> <p>三 予測対象期間等 工事期間</p> <p>ロ 供用後（自動車交通量が常態となった二車）</p>	<p>一 予測の基本的な手法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、排出等される温室効果ガスの量を予測する。また、方法の選定の理由を明らかにする。 予測の対象は、当該事業及その他の活動（原料の調達、製造、輸送、廃棄等）により排出等される温室効果ガスの量とする。</p> <p>イ 温室効果ガスの排出等の量 エネルギー使用量の係数を基に算出する方法 ロ 類似事例を参考にする方法 ハ その他適切な方法</p> <p>一 予測地域 対象事業実施区域及び温室効果ガスの排出量に変化を及ぼす可能性のある地域</p> <p>三 予測対象期間等 工事期間</p> <p>ロ 供用後（自動車交通量が常態となった二車）</p>
<p>工事現場用地造成事業 一 建設機械の稼働 二 資材及び機械の運搬に用いる車両の走行 三 造成等の施工による一時的な影響 四 工場等における事業活動 五 製品の運搬その他の車両の走行</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 温室効果ガスの排出等を回避し、若しくは低減するための対策又はエネルギー使用量を削減するための対策の内容、効果等 ロ 関係法令、計画等 ハ その他必要な情報</p> <p>二 調査の基本的な手法 文庫その他の資料収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>イ 温室効果ガスの排出等の量 エネルギー使用量の係数を基に算出する方法 ロ 類似事例を参考にする方法 ハ その他適切な方法</p> <p>一 予測地域 対象事業実施区域及び温室効果ガスの排出量に変化を及ぼす可能性のある地域</p> <p>三 予測対象期間等 工事期間</p> <p>ロ 供用開始から対象とする事業の期間 ハ 事業活動の終了時</p>	<p>一 予測の基本的な手法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、排出等される温室効果ガスの量を予測する。また、方法の選定の理由を明らかにする。 予測の対象は、当該事業及その他の活動（原料の調達、製造、輸送、廃棄等）により排出等される温室効果ガスの量とする。</p> <p>イ 温室効果ガスの排出等の量 エネルギー使用量の係数を基に算出する方法 ロ 類似事例を参考にする方法 ハ その他適切な方法</p> <p>一 予測地域 対象事業実施区域及び温室効果ガスの排出量に変化を及ぼす可能性のある地域</p> <p>三 予測対象期間等 工事期間</p> <p>ロ 供用開始から対象とする事業の期間 ハ 事業活動の終了時</p>
<p>土石の採取事業 一 木の伐採等 二 事業の活動 三 土石運搬その他の車両の走行</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 温室効果ガスの排出等を回避し、若しくは低減するための対策又はエネルギー使用量を削減するための対策の内容、効果等 ロ 関係法令、計画等 ハ その他必要な情報</p> <p>二 調査の基本的な手法 文庫その他の資料収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>イ 温室効果ガスの排出等の量 エネルギー使用量の係数を基に算出する方法 ロ 類似事例を参考にする方法 ハ その他適切な方法</p> <p>一 予測地域 対象事業実施区域及び温室効果ガスの排出量に変化を及ぼす可能性のある地域</p> <p>三 予測対象期間等 伐採終了後 ロ 土石採取開始から対象とする事業の期間 ハ 土石採取終了時</p>	<p>一 予測の基本的な手法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、排出等される温室効果ガスの量を予測する。また、方法の選定の理由を明らかにする。 予測の対象は、当該事業及その他の活動（原料の調達、製造、輸送、廃棄等）により排出等される温室効果ガスの量とする。</p> <p>イ 温室効果ガスの排出等の量 エネルギー使用量の係数を基に算出する方法 ロ 類似事例を参考にする方法 ハ その他適切な方法</p> <p>一 予測地域 対象事業実施区域及び温室効果ガスの排出量に変化を及ぼす可能性のある地域</p> <p>三 予測対象期間等 伐採終了後 ロ 土石採取開始から対象とする事業の期間 ハ 土石採取終了時</p>
<p>放射線の発生に伴うもの 一 道路事業 イ 放射線の稼働 ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の走行 ハ 切土工等の工事による一時的な影響 ニ 工事施工ヤード及び工事用道路の設置</p> <p>二 ダム事業 イ ダムの躯体の工事 ロ 原石の採取の工事 ハ 施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付帯の工事</p> <p>三 掘削事業 イ 掘削の工事 ロ 掘削の工事 ハ 掘削の工事</p> <p>四 湖沼水位調節施設建設事業 イ 堤防の工事 ロ 水門の工事 ハ 浚渫の工事</p> <p>五 放水路事業 イ 洪水を分流させる施設の工事 ロ 掘削の工事 ハ 堤防の工事</p> <p>六 鉄道建設事業</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 放射線の量の状況 ロ 粉じん等の状況 ハ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文庫その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地点における放射線に係る環境影響を調査及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地点における放射線に係る環境影響を調査及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時刻及び時間帯</p>	<p>イ 放射線の排出等の量 エネルギー使用量の係数を基に算出する方法 ロ 類似事例を参考にする方法 ハ その他適切な方法</p> <p>一 予測地域 対象事業実施区域及び温室効果ガスの排出量に変化を及ぼす可能性のある地域</p> <p>三 予測対象期間等 イ 伐採終了後 ロ 土石採取開始から対象とする事業の期間 ハ 土石採取終了時</p>	<p>一 調査の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>一 予測地域 調査地点のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地点における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象期間等 放射線に係る環境影響が最大となる時期</p>

イ 建設機械の稼働
ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行
ハ 切土工等の工事による一時的な影響

七 風力発電所設置事業
イ 建設機械の稼働
ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行
ハ 造成等の施工による一時的な影響

八 水力発電所設置事業
イ 建設機械の稼働
ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行
ハ 造成等の施工による一時的な影響

九 太陽電池発電所設置事業
イ 建設機械の稼働
ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行
ハ 造成等の施工による一時的な影響

十 最終処分場設置事業
イ 最終処分場の掘削の工事
ロ 廃棄物の理立て
十一 公有水面理立事業
イ 堤防及び護岸工事
ロ 理立ての工事
十二 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業
イ 建設機械の稼働
ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行
ハ 造成等の施工による一時的な影響

十三 レクリエーション施設建設事業
イ 建設機械の稼働
ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行
ハ 造成等の施工による一時的な影響

十四 工場事業場用地造成事業
イ 建設機械の稼働
ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行
ハ 造成等の施工による一時的な影響

十五 土石の採取事業
イ 木の伐採等
ロ 事業の活動
ハ 土石の運搬その他の車両の運行

放射線の
量

一 道路事業
イ 建設機械の稼働
ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行
ハ 切土工等の工事による一時的な影響
ニ 工事施工ヤード及び工事用道路の設置

二 ダム事業
イ ダムの堤体の工事
ロ 原石の採取の工事
ハ 施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付替の工事

三 堰事業
イ 堰の工事
ロ 堰岸の工事
ハ 湖相調節施設設置事業

四 湖沼水位調節施設設置事業
イ 堤防の工事
ロ 水門の工事
ハ 浚渫の工事

五 放水路事業
イ 洪水を分送する施設の工事
ロ 湖相の工事
ハ 堤防の工事

六 鉄道建設事業
イ 建設機械の稼働
ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行
ハ 切土工等の工事による一時的な影響

七 風力発電所設置事業
イ 建設機械の稼働
ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行
ハ 造成等の施工による一時的な影響

八 水力発電所設置事業
イ 建設機械の稼働
ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行
ハ 造成等の施工による一時的な影響

九 太陽電池発電所設置事業
イ 建設機械の稼働
ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行
ハ 造成等の施工による一時的な影響

十 最終処分場設置事業
イ 最終処分場の掘削の工事
ロ 廃棄物の理立て
十一 公有水面理立事業
イ 堤防及び護岸工事
ロ 理立ての工事
十二 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業
イ 建設機械の稼働
ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行
ハ 造成等の施工による一時的な影響

十三 レクリエーション施設建設事業
イ 建設機械の稼働

一 調査すべき情報
イ 放射線の量の状況
ロ 選定又は浮遊物質重量状況（河川にあつては、その調査時における流量の状況を含む）
ハ 流れの状況
ニ 土質の状況

二 調査の基本的な手法
イ 文庫その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質重量状況については、水質基準に係る環境基準に定める浮遊物質量の測定の方法による情報）の収集並びに当該情報の整理及び解析

三 調査地域
イ 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれのある地域

四 調査地点
イ 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点

五 調査期間等
イ 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握するための期間及び時期

一 予測の基本的な手法
イ 事例の引用又は解析

二 予測地域
イ 調査地域のうち、流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれのある地域

三 予測地点
イ 流域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点

四 予測対象期間等
イ 放射線に係る環境影響が最大となる時期及び事業活動が定常状態になる時期

<ul style="list-style-type: none"> ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ハ 造成等の施工による一時的な影響 十四 工場事業場用処理施設事業 イ 建設機械の稼働 ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ハ 造成等の施工による一時的な影響 十五 土石の採取事業 イ 木の伐採等 ロ 事業の活動 ハ 土石の運搬その他の車両の運行 		
<p>放射線の 工事に伴う 副産物 の 発生も に 関 連 す る も の</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 道路事業 <ul style="list-style-type: none"> イ 建設機械の稼働 ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ハ 切土工等の施工による一時的な影響 ニ 工事施工ヤード及び工用用道路の設置 三 ダム事業 <ul style="list-style-type: none"> イ ダムの躯体の工事 ロ 原石の採取の工事 ハ 施工設備及び工用用道路の設置並びに運搬付帯の工事 四 掘削事業 <ul style="list-style-type: none"> イ 掘削の工事 ロ 掘削の工事 ハ 掘削の工事 五 湖沼水位調節施設設置事業 <ul style="list-style-type: none"> イ 堤防の工事 ロ 水門の工事 ハ 深溝の工事 六 放水路事業 <ul style="list-style-type: none"> イ 洪水を分滝させる施設の工事 ロ 掘削の工事 ハ 堤防の工事 七 鉄道建設事業 <ul style="list-style-type: none"> イ 建設機械の稼働 ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ハ 切土工等の施工による一時的な影響 八 風力発電所設置事業 <ul style="list-style-type: none"> イ 建設機械の稼働 ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ハ 造成等の施工による一時的な影響 九 水力発電所設置事業 <ul style="list-style-type: none"> イ 建設機械の稼働 ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ハ 造成等の施工による一時的な影響 十 太陽電池発電所設置事業 <ul style="list-style-type: none"> イ 建設機械の稼働 ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ハ 造成等の施工による一時的な影響 十一 最終処分場設置事業 <ul style="list-style-type: none"> イ 最終処分場の設置の工事 ロ 廃棄物の埋立て 十二 公有水面埋立事業 <ul style="list-style-type: none"> イ 堤防及び護岸の工事 ロ 埋立ての工事 十三 土地区画整理事業及び住宅団地建設事業 <ul style="list-style-type: none"> イ 建設機械の稼働 ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ハ 造成等の施工による一時的な影響 十四 レクリエーション施設建設事業 <ul style="list-style-type: none"> イ 建設機械の稼働 ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ハ 造成等の施工による一時的な影響 十五 工場事業場用処理施設事業 <ul style="list-style-type: none"> イ 建設機械の稼働 ロ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ハ 造成等の施工による一時的な影響 十六 土石の採取事業 <ul style="list-style-type: none"> イ 木の伐採等 ロ 事業の活動 ハ 土石の運搬その他の車両の運行 	<ul style="list-style-type: none"> 一 調査すべき情報 イ 放射線の量の状況 ロ 現況処分する場合、その地形の状況 ハ 処理処分する場合、その土地利用の状況 ニ 廃棄物については、その種類ごとの処理状況、中間処理施設及び最終処分場における処分状況 ホ 切土工又は盛土工の保持状況 二 調査地域 <ul style="list-style-type: none"> 一 事業区域並びに前号イ及びニ並びにホの情報を適切に把握するために必要な地域 	<ul style="list-style-type: none"> 一 予測の基本的な手法 <ul style="list-style-type: none"> 一 建設工事に伴う放射線物質を含む副産物の種類とその発生及び処分状況の把握 二 予測地域 <ul style="list-style-type: none"> 一 事業区域及び前号において把握を適切に行うために必要な地域 三 予測の期間等 <ul style="list-style-type: none"> 一 工事期間

備考

一 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車運行又は建設機械の稼働に伴い発生する気体物質をいう（「環境化学物質」「環境放射線物質」を除く）。

二 この表において「切土工等」とは、切土工する工事その他の相対的建設発生土又は岩泥を発生させる工事をいう。

三 この表において「休憩所」とは、自動車等道路に設置される休憩所（公衆便所を含む）をいう。

四 この表において「重要な地形及び地質」「重要な種」及び「重要な産物」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

五 この表において「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置された区域をいう。

六 この表において「風車影」とは、影が回車して地上に明瞭な影を形成（シャドウリング）をいう。

七 この表において「反射光」とは、太陽電池に反射した太陽光が及び、住居等保護対象に到達する現象をいう。

八 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要な生息地又は地域の連続性その他の理由により注目すべき生息地をいう。

九 この表において「主要な観望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

十 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合に眺望される景観をいう。

十一 この表において「主要な眺望景観」とは、不特定かつ多数の者が日常的に利用して居る場所としての身回り景観をいう。

十二 この表において「主要な自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人工自然との触れ合いの活動の場をいう。

十三 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 事業者がこの告示の施行の日前に環境影響評価条例（平成十年宮城県条例第九号。以下「条例」という。）第六条第一項の規定による第一種事業方法書、条例第十四条第一項の規定による第一種事業準備書、条例第二十六条第一項の規定による第二種事業方法書又は条例第三十一条第一項の規定による第二種事業準備書の送付を行っている対象事業に対する環境影響評価技術指針の規定の適用については、なお従前の例による。